

第五十九回 帝國議院

國立公園法案委員會議錄(速記)第六回

付託議案
國立公園法案(政府提出)

土地收用法中改正法律案(政府提出)

會議	昭和六年三月九日(月曜日)午後一時二十分開議	内務省衛生局長 赤木 朝治君 鐵道政務次官 黒金 泰義君	ナラバ幾ラト云フヤウナコトヲ、大臣カラ御話ガアッタノデアリマスガ、其事本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ
出席委員左ノ如シ	委員長 八木 逸郎君	○八木委員長 速記ノ都合ガアリマスカラ、開會ダケ致シテ置キマス——是	ニ付テハ先日私カラ補足シテ申上ゲテ
理事 菊池 良一君	理事 信太儀右衛門君	カラ開會致シマス	置キマシタ、計算ノ基礎ト云フノハ、
理事 榎部 荒熊君	理事 青木 精一君	政務次官ガ見エマシタカラ質問ヲ願	國立公園ニ類スルヤウナ、他ノ公園等
理事 岩本 武助君	ヒマス	四十圓ト云フノガ、ソレ等ノ例カラ出	ノ施設費ヲ見マシテ、大體一町歩當リ
山内 亮君	小山 令之君	○青木委員 一寸議事進行ニ付テ……	テ參リマスカラ、之ヲ基礎トシテ計算
矢野庄太郎君	前田卯之助君	先日内務大臣ガ公園計畫遂行ニ關スル	致シマシタ金額デアリマス、隨テ其四
百瀬 渡君	今堀辰三郎君	見込トシテ、理想的ニヤレバ二百萬圓	十圓ニ確實ナ基礎ガアル譯デハアリマ
鈴木 安孝君	土倉 宗明君	位一公園ニ掛ルダラウ、普通ニヤレバ	セヌ、唯大體ノ見込ニ過ギナイノデア
林 七六君	山下 谷次君	五十萬圓位デ上ルダラウト云フ御答辯	リマス、殊ニ區域ノ廣狹ニ依ツテ、非常
西岡竹次郎君	中田 駿郎君	ガアリマシタガ、其御答辯ガアッタ以上	ナ大區域ノ所デハ、一町歩當リ四十圓
同月七日委員佐藤重遠君辭任ニ付其ノ	ハ、基礎計算ガアルニ相違ナイ、必ズ	モ要シナイカモ知レマセヌ、小區域デ	セヌ、我國ハ世界ニ比較出來ナイ程ノ勝
補闕トシテ西岡竹次郎君ヲ議長ニ於テ選定セリ	シモ責任ヲ以テ其數字ヲ私共ハ検討シ	アリマスレバ、比較的單價ガ餘計要ス	ガ實現致シマシタノハ、千八百七十二
同月九日委員高橋元四郎君辭任ニ付其ノ	ヨウツスルノデナイカト言フテ要求	ルト云フコトニナルノデアリマスガ、	年今カラ約六十年前ノコトデアリマ
ノ補闕トシテ山内亮君ヲ議長ニ於テ選定セリ	シテ置イタノデアリマスガ、マダ御提	兎ニ角何カノ目安ガナケレバト云フヤ	ト諒解致シテ居リマス
出席國務大臣左ノ如シ	出ガナイヤウデスカラ、至急御提出ヲ	ウナコトカラ、一町歩當リ四十圓ト云	○西岡委員 米國ニ於ケル最初ノ國立
内務大臣 安達 謙藏君	願ヒタイ、ソレカラ今一つ勅令要項ヲ	フ大體ノ數字ヲ申上ゲタ次第デアリマ	公園ト致シマシテ「エロー・ストーン」
出席政府委員左ノ如シ	此委員會デ御發表ヲ願ヒタイ	ス、計算ノ基礎ト申シマスノハ、其程	テ、我國ハ世界ニ比較出來ナイ程ノ勝
内務政務次官 齋藤 隆夫君	出ガナイヤウデスカラ	度ノモノデアリマス	ニモ拘ラズ今日マデ放任シテ置イタ、
内務參與官 一宮房治郎君	設ニ要スル經費ハ、大體理想的ニヤル	○青木委員 其四十圓ト云フノハ、大	ス、我國ハ世界ニ比較出來ナイ程ノ勝
出席政府委員左ノ如シ	イマスカラ、或ハ五十萬圓位デ仕上ルダ	臣ノ言ハレル理想的ナ方ノ計數デゴザ	ニモ拘ラズ今日マデ放任シテ置イタ、
内務政務次官 齋藤 隆夫君	ラウト云フヤウナ、其方ノ基準ノ數字	ノ質問應答ヲ拜聽致シ、又速記錄ニ依	ス、我國ハ世界ニ比較出來ナイ程ノ勝
内務參與官	設ニ要スル經費ハ、大體理想的ニヤル	リマシテ拜見致シマスルニ、少シ委員	ニ付テハ先日私カラ補足シテ申上ゲテ
出席國務大臣左ノ如シ	組織サレマスル所ノ特別委員會ノ決定	諸君ノ質問ガ急所ニ觸レマスト、近ク	置キマシタ、計算ノ基礎ト云フノハ、
出席政府委員左ノ如シ	ニ俟ツノデアルト言フテ逃ゲヲ打ッテ居	常ニ愉快ニ思フト共ニ喜ビニ堪ヘナイ	國立公園ニ付テハソレ位、面積
出席政府委員左ノ如シ	内務政務次官 齋藤 隆夫君	次第デアリマス、委員諸君ト政府當局	ノ大キイ相當モノニ付テハ約二百萬
内務政務次官 齋藤 隆夫君	設ニ要スル經費ハ、大體理想的ニヤル	ノ質問應答ヲ拜聽致シ、又速記錄ニ依	圓、サウ云フ意味デ大臣ガ御話ニナッタ
内務參與官	出席國務大臣左ノ如シ	リマシテ拜見致シマスルニ、少シ委員	ト諒解致シテ居リマス
内務參與官	内務政務次官 齋藤 隆夫君	諸君ノ質問ガ急所ニ觸レマスト、近ク	ニ付テハ先日私カラ補足シテ申上ゲテ
内務政務次官 齋藤 隆夫君	設ニ要スル經費ハ、大體理想的ニヤル	常ニ愉快ニ思フト共ニ喜ビニ堪ヘナイ	置キマシタ、計算ノ基礎ト云フノハ、
内務政務次官 齋藤 隆夫君	出席國務大臣左ノ如シ	次第デアリマス、委員諸君ト政府當局	國立公園ニ付テハソレ位、面積
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	ノ質問應答ヲ拜聽致シ、又速記錄ニ依	ノ大キイ相當モノニ付テハ約二百萬
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	リマシテ拜見致シマスルニ、少シ委員	圓、サウ云フ意味デ大臣ガ御話ニナッタ
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	諸君ノ質問ガ急所ニ觸レマスト、近ク	ト諒解致シテ居リマス
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	常ニ愉快ニ思フト共ニ喜ビニ堪ヘナイ	ニ付テハ先日私カラ補足シテ申上ゲテ
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	次第デアリマス、委員諸君ト政府當局	置キマシタ、計算ノ基礎ト云フノハ、
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	ノ質問應答ヲ拜聽致シ、又速記錄ニ依	國立公園ニ付テハソレ位、面積
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	リマシテ拜見致シマスルニ、少シ委員	ノ大キイ相當モノニ付テハ約二百萬
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	諸君ノ質問ガ急所ニ觸レマスト、近ク	圓、サウ云フ意味デ大臣ガ御話ニナッタ
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	常ニ愉快ニ思フト共ニ喜ビニ堪ヘナイ	ト諒解致シテ居リマス
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	次第デアリマス、委員諸君ト政府當局	ニ付テハ先日私カラ補足シテ申上ゲテ
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	ノ質問應答ヲ拜聽致シ、又速記錄ニ依	置キマシタ、計算ノ基礎ト云フノハ、
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	リマシテ拜見致シマスルニ、少シ委員	國立公園ニ付テハソレ位、面積
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	諸君ノ質問ガ急所ニ觸レマスト、近ク	ノ大キイ相當モノニ付テハ約二百萬
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	常ニ愉快ニ思フト共ニ喜ビニ堪ヘナイ	圓、サウ云フ意味デ大臣ガ御話ニナッタ
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	次第デアリマス、委員諸君ト政府當局	ト諒解致シテ居リマス
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	ノ質問應答ヲ拜聽致シ、又速記錄ニ依	ニ付テハ先日私カラ補足シテ申上ゲテ
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	リマシテ拜見致シマスルニ、少シ委員	置キマシタ、計算ノ基礎ト云フノハ、
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	諸君ノ質問ガ急所ニ觸レマスト、近ク	國立公園ニ付テハソレ位、面積
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	常ニ愉快ニ思フト共ニ喜ビニ堪ヘナイ	ノ大キイ相當モノニ付テハ約二百萬
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	次第デアリマス、委員諸君ト政府當局	圓、サウ云フ意味デ大臣ガ御話ニナッタ
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	ノ質問應答ヲ拜聽致シ、又速記錄ニ依	ト諒解致シテ居リマス
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	リマシテ拜見致シマスルニ、少シ委員	ニ付テハ先日私カラ補足シテ申上ゲテ
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	諸君ノ質問ガ急所ニ觸レマスト、近ク	置キマシタ、計算ノ基礎ト云フノハ、
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	常ニ愉快ニ思フト共ニ喜ビニ堪ヘナイ	國立公園ニ付テハソレ位、面積
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	次第デアリマス、委員諸君ト政府當局	ノ大キイ相當モノニ付テハ約二百萬
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	ノ質問應答ヲ拜聽致シ、又速記錄ニ依	圓、サウ云フ意味デ大臣ガ御話ニナッタ
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	リマシテ拜見致シマスルニ、少シ委員	ト諒解致シテ居リマス
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	諸君ノ質問ガ急所ニ觸レマスト、近ク	ニ付テハ先日私カラ補足シテ申上ゲテ
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	常ニ愉快ニ思フト共ニ喜ビニ堪ヘナイ	置キマシタ、計算ノ基礎ト云フノハ、
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	次第デアリマス、委員諸君ト政府當局	國立公園ニ付テハソレ位、面積
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	ノ質問應答ヲ拜聽致シ、又速記錄ニ依	ノ大キイ相當モノニ付テハ約二百萬
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	リマシテ拜見致シマスルニ、少シ委員	圓、サウ云フ意味デ大臣ガ御話ニナッタ
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	諸君ノ質問ガ急所ニ觸レマスト、近ク	ト諒解致シテ居リマス
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	常ニ愉快ニ思フト共ニ喜ビニ堪ヘナイ	ニ付テハ先日私カラ補足シテ申上ゲテ
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	次第デアリマス、委員諸君ト政府當局	置キマシタ、計算ノ基礎ト云フノハ、
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	ノ質問應答ヲ拜聽致シ、又速記錄ニ依	國立公園ニ付テハソレ位、面積
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	リマシテ拜見致シマスルニ、少シ委員	ノ大キイ相當モノニ付テハ約二百萬
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	諸君ノ質問ガ急所ニ觸レマスト、近ク	圓、サウ云フ意味デ大臣ガ御話ニナッタ
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	常ニ愉快ニ思フト共ニ喜ビニ堪ヘナイ	ト諒解致シテ居リマス
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	次第デアリマス、委員諸君ト政府當局	ニ付テハ先日私カラ補足シテ申上ゲテ
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	ノ質問應答ヲ拜聽致シ、又速記錄ニ依	置キマシタ、計算ノ基礎ト云フノハ、
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	リマシテ拜見致シマスルニ、少シ委員	國立公園ニ付テハソレ位、面積
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	諸君ノ質問ガ急所ニ觸レマスト、近ク	ノ大キイ相當モノニ付テハ約二百萬
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	常ニ愉快ニ思フト共ニ喜ビニ堪ヘナイ	圓、サウ云フ意味デ大臣ガ御話ニナッタ
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	次第デアリマス、委員諸君ト政府當局	ト諒解致シテ居リマス
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	ノ質問應答ヲ拜聽致シ、又速記錄ニ依	ニ付テハ先日私カラ補足シテ申上ゲテ
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	リマシテ拜見致シマスルニ、少シ委員	置キマシタ、計算ノ基礎ト云フノハ、
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	諸君ノ質問ガ急所ニ觸レマスト、近ク	國立公園ニ付テハソレ位、面積
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	常ニ愉快ニ思フト共ニ喜ビニ堪ヘナイ	ノ大キイ相當モノニ付テハ約二百萬
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	次第デアリマス、委員諸君ト政府當局	圓、サウ云フ意味デ大臣ガ御話ニナッタ
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	ノ質問應答ヲ拜聽致シ、又速記錄ニ依	ト諒解致シテ居リマス
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	リマシテ拜見致シマスルニ、少シ委員	ニ付テハ先日私カラ補足シテ申上ゲテ
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	諸君ノ質問ガ急所ニ觸レマスト、近ク	置キマシタ、計算ノ基礎ト云フノハ、
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	常ニ愉快ニ思フト共ニ喜ビニ堪ヘナイ	國立公園ニ付テハソレ位、面積
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	次第デアリマス、委員諸君ト政府當局	ノ大キイ相當モノニ付テハ約二百萬
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	ノ質問應答ヲ拜聽致シ、又速記錄ニ依	圓、サウ云フ意味デ大臣ガ御話ニナッタ
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	リマシテ拜見致シマスルニ、少シ委員	ト諒解致シテ居リマス
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	諸君ノ質問ガ急所ニ觸レマスト、近ク	ニ付テハ先日私カラ補足シテ申上ゲテ
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	常ニ愉快ニ思フト共ニ喜ビニ堪ヘナイ	置キマシタ、計算ノ基礎ト云フノハ、
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	次第デアリマス、委員諸君ト政府當局	國立公園ニ付テハソレ位、面積
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	ノ質問應答ヲ拜聽致シ、又速記錄ニ依	ノ大キイ相當モノニ付テハ約二百萬
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	リマシテ拜見致シマスルニ、少シ委員	圓、サウ云フ意味デ大臣ガ御話ニナッタ
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	諸君ノ質問ガ急所ニ觸レマスト、近ク	ト諒解致シテ居リマス
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	常ニ愉快ニ思フト共ニ喜ビニ堪ヘナイ	ニ付テハ先日私カラ補足シテ申上ゲテ
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	次第デアリマス、委員諸君ト政府當局	置キマシタ、計算ノ基礎ト云フノハ、
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	ノ質問應答ヲ拜聽致シ、又速記錄ニ依	國立公園ニ付テハソレ位、面積
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	リマシテ拜見致シマスルニ、少シ委員	ノ大キイ相當モノニ付テハ約二百萬
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	諸君ノ質問ガ急所ニ觸レマスト、近ク	圓、サウ云フ意味デ大臣ガ御話ニナッタ
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	常ニ愉快ニ思フト共ニ喜ビニ堪ヘナイ	ト諒解致シテ居リマス
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	次第デアリマス、委員諸君ト政府當局	ニ付テハ先日私カラ補足シテ申上ゲテ
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	ノ質問應答ヲ拜聽致シ、又速記錄ニ依	置キマシタ、計算ノ基礎ト云フノハ、
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	リマシテ拜見致シマスルニ、少シ委員	國立公園ニ付テハソレ位、面積
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	諸君ノ質問ガ急所ニ觸レマスト、近ク	ノ大キイ相當モノニ付テハ約二百萬
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	常ニ愉快ニ思フト共ニ喜ビニ堪ヘナイ	圓、サウ云フ意味デ大臣ガ御話ニナッタ
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	次第デアリマス、委員諸君ト政府當局	ト諒解致シテ居リマス
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	ノ質問應答ヲ拜聽致シ、又速記錄ニ依	ニ付テハ先日私カラ補足シテ申上ゲテ
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	リマシテ拜見致シマスルニ、少シ委員	置キマシタ、計算ノ基礎ト云フノハ、
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	諸君ノ質問ガ急所ニ觸レマスト、近ク	國立公園ニ付テハソレ位、面積
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	常ニ愉快ニ思フト共ニ喜ビニ堪ヘナイ	ノ大キイ相當モノニ付テハ約二百萬
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	次第デアリマス、委員諸君ト政府當局	圓、サウ云フ意味デ大臣ガ御話ニナッタ
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	ノ質問應答ヲ拜聽致シ、又速記錄ニ依	ト諒解致シテ居リマス
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	リマシテ拜見致シマスルニ、少シ委員	ニ付テハ先日私カラ補足シテ申上ゲテ
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	諸君ノ質問ガ急所ニ觸レマスト、近ク	置キマシタ、計算ノ基礎ト云フノハ、
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	常ニ愉快ニ思フト共ニ喜ビニ堪ヘナイ	國立公園ニ付テハソレ位、面積
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	次第デアリマス、委員諸君ト政府當局	ノ大キイ相當モノニ付テハ約二百萬
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	ノ質問應答ヲ拜聽致シ、又速記錄ニ依	圓、サウ云フ意味デ大臣ガ御話ニナッタ
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	リマシテ拜見致シマスルニ、少シ委員	ト諒解致シテ居リマス
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	諸君ノ質問ガ急所ニ觸レマスト、近ク	ニ付テハ先日私カラ補足シテ申上ゲテ
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	常ニ愉快ニ思フト共ニ喜ビニ堪ヘナイ	置キマシタ、計算ノ基礎ト云フノハ、
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	次第デアリマス、委員諸君ト政府當局	國立公園ニ付テハソレ位、面積
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	ノ質問應答ヲ拜聽致シ、又速記錄ニ依	ノ大キイ相當モノニ付テハ約二百萬
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	リマシテ拜見致シマスルニ、少シ委員	圓、サウ云フ意味デ大臣ガ御話ニナッタ
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	諸君ノ質問ガ急所ニ觸レマスト、近ク	ト諒解致シテ居リマス
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	常ニ愉快ニ思フト共ニ喜ビニ堪ヘナイ	ニ付テハ先日私カラ補足シテ申上ゲテ
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	次第デアリマス、委員諸君ト政府當局	置キマシタ、計算ノ基礎ト云フノハ、
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	ノ質問應答ヲ拜聽致シ、又速記錄ニ依	國立公園ニ付テハソレ位、面積
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	リマシテ拜見致シマスルニ、少シ委員	ノ大キイ相當モノニ付テハ約二百萬
内務政務次官 齋藤 隆夫君	内務政務次官 齋藤 隆夫君	諸君ノ質問ガ急所ニ觸レマスト	

ラレル、責任ヲ委員會ニ轉嫁シテ居ラ
レルヤウニ私ニハ思ハレル、如何ニモ
此委員會ノ決定ニ對シテハ、絕對的ノ
信任ヲ置イテ居ラレルヤウニ取レル、
又委員會ノ組織ニハ慎重ニ考ヘマシ
テ、之ニハ是コソ斯道ノ専門家デアッ
テ、誰ガ見テモ當然ト思フヤウナ人ヲ
委員ニ選定シテ、其方々ガ公平無私ニ
場所ノコトヲ決定スルヤウニ致シタ
イ、何處カラモ非難ノ出ナイヤウニ、
鄭重ノ上ニモ鄭重ニスルト、幾度モ安
達内務大臣ハ答ヘラレテ居ル、併ナガ
ラ安達内務大臣ニ對スル過去ノ經驗カ
ラ致シマシテ、私ハ此政府當局ノ御言
葉ヲ信用スルコトガ出來ナイ、譬ヘテ
申シマスナラバ、事柄ハ多少違ヒマス
ガ、勞働組合法案制定ノ原案タル答申
案ノ作成ヲ命ジタル、社會政策審議會
ノ委員ノ選定ニ付キマシテハ、現内閣
ノ成立ト同時ニ審議會ヲ設ケラレマシ
テ、而モ六箇月間ノ期間ヲ付ケラレテ
設定セラレマシタ、然ルニ其重キヲ置
カレタル社會政策審議會ノ答申ヲ議會
ニ提案ノ場合ニハ、根本的ニ變更シテ
骨抜キニサレテ御出シニナッテ居ルノ
デアリマス、而モ其社會政策審議會ノ
委員ノ顔振ハ十八名デアツテ、其中ニ濱
口總理大臣ガ會長トナラレ、各省大臣
ガ安達氏ヲ初メ七名、代議士ガ五名デ
アリマスガ、其代議士ハ五名トモ民政

黨ノ代議士デアル、貴族院カラ一名探ツ
テ居ルガ、塚本君ハヤハリ民政黨ノ人
デアル、民政黨ノ代議士、民政黨ノ黨
員、並ニ閣僚以外ノ黨員デナイ人ハ、
十八名ノ中タツタ二人デアル、斯ノ如キ
權威アルト云ヒマスカ、力ノアルベキ
筈ノ社會政策審議會ノ委員ノ作成致シ
マシタ答申案ニ付テサヘモ、之ヲ骨抜
キニ變更ナサルト云フノデアツテ、私共
ハ政府ノ言ハレル委員會ノ決定ト云フ
モノニ對シテハ、ドウシテモ信用ガ置
ケナインデアリマス、ソレトモ此國立
公園ノ委員會ノ決定ハ、社會政策審議
會ノ決定ヨリモ、モット重大ニ取扱フ其
答申ハ斷ジテ變更シナイト云フ御決心
デアリマスカドウカ、ソコノ所ヲ齋藤
政務次官カラハツキリト承ツテ置キタ
イ

三者ノ人々ヲ以テ審議サセタト云フコトハ、是ハ爭ヘナイコトデアリマス、
ラシテヤッタノデハナイノデアリマス、
立公園ノ委員デアリマスガ、是ハ御承
知ノ通り、此法案ヲ起案スルニ當リマ
シテ委員ガ出來タノデアリマス、此委
員ニハ代議士ハ一人モ加ッテ居ラヌノ
デアリマス、代議士ヲ加ヘマスト、自
然其選舉區、或ハソレニ關係アリマス
所ノ國立公園ニ關シテ、種々ノ運動ガ
起ツテハ甚ダ面白クナイト云フ考カラ
シテ、唯専門家ト關係各官廳ノ役人ヲ
集メテ委員會ヲ設ケタノデアリマス、
是ハ國立公園法ヲ出スガ爲ノ委員會デ
アリマシテ、愈、法律ガ出來マシタ後ノ
委員ハ、是ト全然同一ノモノデアルカ
ナイカ、是ハ今日ニ於テハ分リマセヌ
ケレドモ、兎ニ角社會カラシテ色々ノ
非難ヲ受ケタリ、疑ノ目ヲ以テ見ラレ
ナイヤウナ、極メテ公平ナル専門家ト
各關係官廳ノ官吏ヲ以テ組織セラレル
コトト思ヒマス、決シテ此委員會ガ政
黨トカ何トカニ關係致シマシテ、不公
平ナル所ノ國立公園ノ候補地ヲ決メル
コトハ、斷ジテナイト確信シテ居リマ
スカラ、此點ハ能ク御諒承ヲ願ッテ置キ
タイト思ヒマス

今ノ社會政策審議會ノ委員ハ貴族院議員ハ一人ト言ツタノデハナイ、民政黨ノ其他黨員ヲ以テ組織サレテ居ル、其内輪ノ權威アル社會政策審議會ノ答申サヘモ變更ナサツタ、骨抜キニナサツタ、ダカラ近ク出來ル所ノ國立公園選定ノ委員會ニ對シテ、如何ニモ權威ト責任、大キナ權限ガアルヤウニ仰シャルケドモ、委員會ガ假ニ答申シタ場合ニ於テ、當局ガ之ヲ決定ナサル時ニ、ヤハリ是迄ノヤウニ之ヲ變更ナサルカ、ソレトモ社會政策審議會ト同様デハナイ、或ハソレ以上ニ新シク出來ル所ノ國立公園選定ノ委員會ニ重キヲ置カルカ、絕對的ノ權限ヲ與ヘラレルカ、ドウカト云フコトヲハツキリ承リタイ、斯ウ云フ意味デノ質問デアリマス
○齋藤政府委員 能ク分リマシタ、勞働組合法ハ御承知ノヤウナ中々複雑シタ問題デアリマシテ、社會政策審議會ノ答申ガ幾ラカ變ツテ居リマス、併シ國立公園ハサウ云フ政策ニハ何等關係シナイノデアリマシテ、極メテ單純ナモノデアリマスカラ、委員會ニ於テ決メシマスレバ、議決ノ機關デナクシテ、諮詢機關デアリマスカラ、ソレヲ採用スルトセストハ内務大臣ノ權能デアリ

マスケレドモ、實際ニ其國立公園ノ選定ニ關スル行政ヲ行フニ當リマシテハ、無論國立公園委員會デ多數デ決まりマシタナラバ、例外ナクソレヲ採用スルト、斯ウ私ハ信ジテ居リマシン、大臣自身モ其考ヲ持ツテ臨ンデ居ラレルト信ジマス、是ハ今日私ガ大臣ニ代テ責任ヲ以テ此處ニ明言シテモ、少シモ將來ニ於テ過チハナイト思ヒマス。

○八木委員長 一寸委員諸君ニ申上げマスガ、鐵道關係ノ政府委員ガ見エテ居リマスカラ、鐵道關係ニ付テノ御質問ガアリマシタラ、幸デスカラ御質問願ヒタイ

○小山委員 此國立公園ハ二箇所ニナルカ、三箇所ニナルカ、五箇所カ、數箇所選定セラレルモノト思ヒマスガ、各國立公園ガ獨立シテハ意味ヲ爲サヌト思ヒマス、隨テ此國立公園間ニ連絡統制ガナクテハナラヌト思フノデアリマスガ、此點ニ付テ當局ノ方デ如何ナル計畫ガアルカ、ソレヲ承リタイ、尙ホ國立公園ハ世界的ノ風潮デアリマシテ、世界ノ各國立公園ト我國ノ國立公園トノ間ノ連絡統制、是モ研究シナケレバナラヌノデアリマスガ、是等ニ付テ何等カ、腹案ガアルカ、御尋シタイ、尙ホ國際觀光的ノ國立公園ノ統制ヲ取ラレルコトニナリマスト、日本ハドウシテモ南方カラ國際觀光客ヲ誘致シナ

ケレバナラヌト存ジマスガ、假ニ長崎カラ入ヅテ來ルト致シマスト、島原、阿蘇、別府、瀬戸内海、大臺ガ原、日本「アルブス」、富士、日光、十和田湖、斯ウ云フ風ニ連絡ヲ取ル徑路ニナリハセヌカト信ズルノデアリマス、隨テ此場合ニ假ニサウ云フ統制ヲ取ラレルコトニナリマスト、此交通路ニ當ル鐵道竝ニ海ノ方面ノ旅客運輸ノ便ニ付テハ、鐵道當局トシテハ如何ニ御研究ナサツテ居ルカ、ソレモ御尋シタイ、ソレカラ現在ニ於キマシテモ、是ハ局部的ニ瓦リマスガ、長崎カラ豐肥線ヲ通ツテ別府ニ來ルニ付キマシテ、觀光廻遊券ヲ發行シテ貰ヒタイト云フコトヲ頻ニ要求シテ居リマスガ、其點ニ付キマシテ鐵道當局トシテハ、何等サウ云フコトニ御考慮ナク、寧ロソレニ反對セラレルヤウナ事實ヲ承ツテ居リマス、其理由ヲ承リタイ、是ハ將來ニ於テ重大ナ問題デアリマスル、殊ニ瀬戸内海方面ノ國立公園ヲ要望セラル、委員諸君ニハ、最モ重大ナル影響ガアルカラデアリマス、此點ニ關シマスル鐵道當局ノ御見解ヲ承ツテ置キマス、若シ海ノ方面ノ連絡等ガ鐵道ノ收入ニ非常ニ影響スルト云フコトニナリマスレバ、ソレ等デ御研究ニナツテ居ルノデアリマスカ、單純ニ陸路ノ方面ダケヲ考ヘ、鐵道省

トシテ收入ノ方面ヲ研究セラル、コトニナリマスルト云フト、國際觀光路ハ甚ダ無意味ニナリハセヌカト云フコトヲ憂慮スルノデアリマス、其點ニ付キマスル鐵道當局ノ御意見ヲ承リタイ〇黒金政府委員 御答致シマスガ、國立公園ノ事ニ付テハ、鐵道省カラ觀光局長ト運輸局長ガ委員ニナツテヤッテ居リマス、ケレドモ只今ノ御質問ニナリマシタ、鐵道省側ニ於テ實際觀光ノ客ノ便利ノ爲ニ設ケル所ノ船舶事業ニ對シテ、反對意見ヲ有シタト云フヤウナコトハ私ハ承知致シテ居リマセヌ、又長崎方面カラ瀬戸内海方面ニ對シテ、觀光客ガ遊覽船ヲ使用スル場合ト雖モ鐵道省デハソレニ反對スルヤウナ考ハ毛頭ナイト私ハ考ヘマス、却テ御案内ノ如ク、鐵道省ト致シマシテハ觀光局ヲ設ケテ、成ベク内地ノ狀況ヲ紹介ヲ致シ、外人ノ來遊ヲ待チツ、アルノデアリマスカラ、隨テ鐵道省ト致シマシテハ、各名所等ノ地域ニ向ツテ、今日觀光局員ヲ派遣致シマシテ、風景ノ寫眞ヲ撮リ、其他外人ニ對シテ日本ヲ紹介スペキ材料等ヲ蒐集シテ努メテ居ルヤウナ次第デアリマスカラ、外人ガ參リマシテ、只今ノ御話ノ如ク便利ヲ與ヘントスルモノニ對シテ、鐵道省ハ之ニ反對スルヤウナ考ハ毛頭ナイト私ハ信ジテ居リマス

○小山委員 今政府委員ノ御答辯デ洵ニ安心致シマシタガ、併ナガラ現在迄ノ鐵道省ノ旅客ノ係リノ方ノ御意見ハ事實御答辯ト大變違ツテ居ルノデアリマス、隨テ私等ノ方面——ト申上ゲテハ分リマセヌガ、兎ニ角島原、雲仙、阿蘇、別府方面ニ行ク、廻遊ノ鐵道ノ路線ニ關シマスル遊覽券ヲ發行シテ貰ヒタイト言ツテモ、中々發行シテ吳レナイ、是ハ推察致シマスルト、收入ノ點デナカラウカト、斯ウ考ヘルノデアリマスガ、其影響スル所ガ、若シ瀬戸内海ヲ國立公園ニ指定セラル、ヤウナ場合ニハ、ドウシテモ別府ヨリ大阪ニ行ク商船會社ヲ利用スル——船ヲ使用シナケレバナラヌコトニナル、此點ハ鐵道ノ收入上ニモ非常ニ影響スルノデアリマスカラ、鐵道局トシテハ相當ニ濫ツテオイデニナルノデハナカラウカト、斯ウ推察シテ居ツタノデアリマス、併ナガラ只今政務次官ノ御話ニ依ツテ、將來ニ於キマシテハ、サウ云フ場合ニハ十分ニ御注意ヲスルト云フコトデアリマスルカラ、私ハ其御答辯ニ満足シテ質問ヲ打切りマス

ルノモ取ツテ居リマス、是ハ外客ヲ誘致スル場合ニ於キマシテハ不便デス、金錢ノ嵩ニハ闘シマセヌケレドモ、感情ノ上ニ妙ニ思フノデアリマス、アレハドウ云フ理由デ徵收ニナツテ居リマスカ、今後之ヲ御改正ニナル意思ハゴザイマスカ、ゴザイマセヌカラ伺ヒマス、吾々モ始終旅行致シマスガ、全體鐵道省デヤツテ居ルノデアルカラ、汽車ノ料金ノ中ニ入ツテ居ルト思フノニ、小金ノナイトキヤハリ仕拂ノ請求ヲ受ケルト云フコトガアツテ、洵ニ不便デアリマス、若シ外客ノ場合ニ是ガブツカリマスト、外人ハ非常ニ不愉快ニ感ズルト思フ、ドウシテアレヲ徵收シテ居ルノデアルカ、今後又アレヲ改廢スル御意見ガアルカナイカラ承ツテ見タイ

ヨリハ寧ロアレヲ利用シテ向フ側ニ渡
ル人ガ多イノデアリマス、サウ云フ關係カラ、自然今日ハ船賃ダケヲ別ニ取ツ
テ居ルト存ジテ居リマセヌガ、他ノ理由ハ私ハ承知シテ居リマセヌガ、若シアリマシタラ、又他ニ聞合シテ申上ゲルコトニ致シマス

○山下委員 今ノ答辯ハ一寸分リマセヌ、彼處ダケヲ渡ツテ居ル人ガアルカラト言ヒマスケレドモ、北海道ノ札幌マデノ切符ヲ買フ人ニ對シテ、彼處ヲ拂ハナイヤウニ特別ニ御計算ガ出來ル筈デアリマス、是非共アレハ——今マデ確カ何處デスカ、下關ハ取ツテ居ラヌ彼處モ彼處ダケヲ渡ル人ガ澤山アル、所ガ九州ニ行キマシテモ、彼處ハ取ラヌノデアリマス、其他ハ大抵取ツテ居ルノデアリマス、デスカラ彼處ダケヲ特別ニ取ル理由ハ、只今ノ黒金サンノ御話デハ、ソレハ理由ニナッテ居ラヌ——政務次官ハ能ク御分リニナリマセヌヤウデゴザイマスカラ、強テ御答辯ハ求メマセヌガ、御互ニ旅行シテ見マシテモ彼處ダケ取ラル、而モ是ハ私立會社ガ經營シテ居ルトカ、他ノ方法デ以テ經營シテ居ルノナラバ已ムヲ得マセヌガ、鐵道省ガ經營シテ居ル船デゴザイマスカラ、ヤハリ是ハ鐵道省トシテ取扱フト云フコトガ、氣持ノ上ニ非常ニ宜イ、サウ云フ所ハ一緒ニ御取りニ

ナル方ガ宜イト思ヒマス、是ハ總テノ
點ニ於テ不便ト感情上工合ガ惡イ、今
後ハ御改正アランコトヲ御願致シマス
○**黒金政府委員** アレヲ特別ニ取扱ツ
テ居リマスコトニ付テノ理由ヲ、誰カ
知ツテ居ルノデアラウト思ヒマスカラ、
今呼ビニヤリマシタカラ、一寸御待チ
下サイ、若シ今日居リマセヌケレバ、
御趣旨ノ程ハ確ニ拜承致シマシタ
○**西岡委員** 一寸鐵道ノ政府委員ニ御
尋シテ置キタイ、鐵道省ノ觀光局ノ中
ニ、所謂外客誘致ヲスル爲ニハ「ホテ
ル」其他色々ノ設備ノ必要ガゴザイマ
スルガ、「ホテル」ニ對スル鐵道當局ト
シテ御計畫ガゴザイマシタラ、何處何
處ヲドウ云フ風ニナスカト云フ御腹
案デゴザイマスカ、聽カシテ戴キタイマ
○**黒金政府委員** 只今ノ所デハ鐵道省
ト致シマシテ、何處デドウ云フ設備ヲ
スルト云フコトマデハ進ンデ居リマセ
ヌ、唯成ベク外客ヲ誘致スル爲ニ日本
ヲ紹介スルト云フコトニ對シテハ努力
致シテ居リマス、ソレカラ又向フカラ
客ガ参リマシタ際ニ、客ニ不便ヲ興ヘ
ヌヤウニ、旅館設備或ハ案内業者ノ取
締ニ付テハ考慮中デアリマス、ソレカラ
ラ旅館ヲ特別ニ設ケルカ、或ハ鐵道省
ニ於テ道路其他ノ設備デモスルト云フ
コトニ付キマシテハ、今日鐵道當局ハ
其處マデハ考ヘテ居リマセヌ、唯旅館

當業者ガ、或ハ其他ノ人ガ、完全ナル
設備ヲ爲サントシテ、其資力ニ乏シイ
ト云フ場合ニ於テハ、觀光局トシテ成
ベク其便宜ヲ與ヘルヤウニ今日努メツ
ツアリマス

○西岡委員 國立公園ノ候補地十六箇
所ノ中ニハ、主トシテ外人ヲ相手ニス
ル場所モアルダラウト思^フテ居リマス、
例ヘバ雲仙ノ如キ、此中ニハ外人ガ觀
光ニ參リマシテモ、宿泊ガ出來ナイ、
「ホテル」ノ設備ガ不完全デアルト云フ
コトハ、御認メニナツテ居ルコト、思ヒ
マス、十六箇所ノ中カラ何箇所御指定
ニナルカ知レマセヌケレドモ、恐ラク
數箇所デアラウト思ヒマスガ、其數箇
所ガ選定サレタ場合ニ、其處ニ多ク外
人ガ來ルト云フコトハ、常識ヲ以テ分
ルノデアリマス、一例ヲ舉ゲレバ雲仙
ノ如キ、ハ外人ノ満足ヲ得セシムル爲
ニハ、未ダ設備ガ非常ニ不完全デアル、
斯ウ云フ所ニハ率先シテ「ホテル」ヲ御
造リニナル御考ガアリマスカ

○黒金政府委員 只今鐵道省トシテ自
ラ其設備ヲスル考ハ持^テ居リマセヌ、
先刻モ申上マシタ如ク、十分協力シテ
努力ハ致ス積リデアリマスケレドモ、
鐵道省自ラソレヲヤル積リハアリマセ
ヌ

○黒金政府委員	其通リデゴザイマスカ ソレカラ先刻ノ船貨ノコトデスガ、今此處ニ知ッテ居ル人ガ居マセヌサウデアリマスカラ、電話デ呼寄セマスカラ間ニ合ヒマセヌヤウデシタラ、此次ニ申上ゲルコトニ致シマス
○赤木政府委員	十六候補地ノ研究ニ付キマシテハ、色々ナ方面カラ、或ハ地質ノ方面、或ハ動物、植物、各種ノ方面カラ研究ヲサレマシテ、調査要項ト云フノガ出來テ居ル譯デアリマスガ、斯ウシテ待ツテ居ルノモ難儀デスカラ三十分ナラ三十分間休憩致シマセウカ、ソレトモ之ヲ姑ク措イテ置イテ、併託サレタ土地收用法ヲ議ニ上セマセヌカラ、何方ニカ御意向ニ依リマシテ……
○岩本委員	ソレハ結構デアリマスガ、實ハ土地收用ノ問題ハ、公園法ノ第九條ニ關聯ヲ致シテ居リマス、ソレデ此逐條審議ニ移リマシタ場合ニ、此九條ノ土地ノ補償ノ問題ガ如何ニ決定シマスカ、此決定ニ依ラナケレバ、收用法ノ方ヲ進メルト云フコトハ少シ困難ダト思ヒマス
○八木委員長	今政府委員ニ御質問ノ
○赤木政府委員	總テ此調査ハ田村林學博士ガ中心ニナツテ當ラレタノデア
○赤木政府委員	調查ニナツテ居ラレマスカ
○赤木政府委員	總テ此調査ハ田村林學博士ガ中心ニナツテ當ラレタノデア
○赤木政府委員	調查ニナツテ居ラレマスカ
○赤木政府委員	氣象學ハドナタガ主ニ御
○赤木政府委員	氣象ノ事モ一通リハニ掛リマス、第一條——是ハ讀ムコトヲ止メテ置キマス
○八木委員長	然ラバ是カラ逐條審議ナツタノデハナイノデスカ
○山下委員	氣象學ハドナタガ主ニ御
○山下委員	氣象ノ事モ一通リハニ掛リマス、第一條——是ハ讀ムコトヲ止メテ置キマス
○八木委員長	然ラバ是カラ逐條審議ナツタノデハナイノデスカ
○赤木政府委員	氣象學ハドナタガ主ニ御
○赤木政府委員	氣象ノ事モ一通リハニ掛リマス、第一條——是ハ讀ムコトヲ止メテ置キマス
○岩本委員	先日來カラノ委員會ニ於立場ニ居ル人々意見ニ依ツテ、總テ決定シテ行クト云フコトニ致シマシタ方ガ宜カラウト存ジテ居ルノデアリマス、隨テ局課ガ出來ルト否トニ拘ラズ、此委員會ハ存置シテ行キタイト考ヘテ居ル次第アリマス
○青木委員	第一條ノ「國立公園ハ國立公園委員會ノ意見ヲ聽キ區域ヲ定メ

主務大臣之ヲ指定ス「是ガ骨子デスガ、
是ハドウ云フ順序ニ國立公園委員會ノ
議ニ掛ケテ其意見ヲ決メルノデアリマ
スカ、日本ニ將來設置すべき國立公園
ノ數等ヲ限定シテ、主務大臣ガ委員會
ニ諮詢サレル形デ、其答申ニ基イテ區域
ヲ定メルノデアルカ、委員會ガ漠然ト
相談ヲシテ、サウシテ委員會ノ申出タ
コトヲ主務大臣ガ之ヲ裁量シテヤラル
ルノデアルカ、其根本方針ハ大臣、政
務官デナケレバ、政策問題デスカラ
御困リデセウガ、ドウ云フ御扱ニナル
御方針ニナッテ居リマスカ、唯意見ヲ聽
クト云フコトニナルト、委員會ハ年中
開イテ居ナケレバナラヌヤウナ譯デス
ガ、大體日本ニ幾々造ルト云フ方針ガ主
務大臣ニ於テ決定セラレテ、サウシテ
其幾々カヲ造ルニ付テハ、是ダケノ地區
ガ宜シイト云フコトヲ委員會ガ意見ヲ
出スノデアルカ、或ハ何デモ委員會ガ
決メタノヲ、主務大臣ノ裁量ニ依ッテ取
捨選擇ヲシテ著手スルノデアリマスカ
○赤木政府委員 斯様ニ委員會ヲ設
ケ、委員會ノ意見ヲ聽イテ、色々行政
上ノ處分ヲスルト云フコトニナッテ居
リマス實例ハ、他ニモ澤山ゴザイマス
ノデアリマシテ、ソレ等ノ例ニ依リマ
スト、或ハ政府カラ原案ヲ提出致シマ
シテ、ソレニ對シテ委員會ノ意見ヲ求
メルト云フ場合モアリマス、又委員會

ノ方デ積極的ニ、斯ウ云フコトニシタラドウカト云フ意見ガ出マシテ、ソレガ基礎ニナツテ審議サレル場合モアルノデアリマス、是ハ是マデノ各種ノ委員會ノ實例デゴザイマスノデ、此委員會ニ付テモヤハリ同様デアラウト考ヘテ居リマス、隨テ例ヘバ箇所ヲ何箇所選定スルガ宜シイカ、何箇所選定スル積リデアルカ、意見ハドウカト云フコトヲ諮詢スルコトモ出來マセウシ、又委員會カラ箇所ハ何箇所位ガ適當デアラウト云フコトヲ、積極的ニ意見ヲ出シテヤルコトモ出來ヤウト思フノデアリマス、從來ノ此種委員會ノ實例カラ推シマシテ、左様ニ思ッテ居リマス○岩本委員 一寸關聯シテ御伺シマスガ、多クノ委員會ハ、先ヅ主務大臣或ハ其主任者ガ多ク——例ヘバ政府原案ト云フヤウナモノヲ提出サレルコトガ慣例ニナツテ居リマスシ、其上各省ノ申合條項ヲ見テ見マスト、何カ此委員會ニ付議スル前ニ、相當政府ニ於テ案ヲ立て、出スモノト吾々ハ思ヒマス、ト申シマスノハ、農林省關係等ニ於キマシテモ、國立公園委員會ニ付議スル前ニ於テ、豫メ農林省ニ協議スル云々ト云フ文字ガアル、是カラ歸納シマスルナラバ、何カ茲ニ政府ガ一つノ案ヲ立てテ、サウシテ委員會ニ之ヲ付議スルト云フ建前ナルコトハ、此字句ニ依ッテモ

分ルノデアリマスガ、又其他文部省關係、宮内省ノ關係、大藏省ノ關係ニ依リマシテモ、皆斯様ナ文字ガアリマスルガ、此點ハドウ云フヤウニ御考ニナリマスカ

○赤木政府委員 ソレハ其申合ノ通リデアリマシテ、政府カラ委員會ニ案ヲ提出致シマスル際ニハ、其案ヲ作リマス前ニ、關係ノ省ト協議致シマシテ案ヲ作ルト云フ趣旨デアルノデアリマス、政府カラ勿論委員會ニ原案ヲ提出スル場合ハ多クアルダラウト思ヒマスノデ、左様ナ場合ニハ、各省間ノ協定ニ從ヒマシテ、ソレゞ協議致シマシテ原案ヲ作ル、斯ウ云フ趣旨デアルノデアリマス

○岩本委員 サウ致シマスト、委員會ニ提案致シマス場合ニハ、案ヲ立テ、ソレヲ委員會ニ諮問スルト云フ場合ト、唯漠然ト國立公園ハドウ云フモノガアルト云フ案ヲ出ス場合トアルト云フコトヲ承知致シテ宜シイノデアリマスカ

○赤木政府委員 唯漠然ト國立公園ハドウ云フモノデアルカト云フ諮問ヲスルコトハ、實際上ナイト存ジマスノデアリマス、例ヘバ委員會ノ方デ、國立公園ハ全體幾ラ位ニシタラ宜カラウト云フ意見ハ出ルコトガアラウト存ジマスガ、諸問ヲスル際ニ漠然ト諮問ヲス

ト云フヤウナ場合ニハ、之ヲ公共團體ヲシテヤラスト云フ趣旨デアリマスノデ、此事業ト此事業トハ公共團體デヤル、此事業ハ國ガ直接ヤルベシト云フ、豫メ一定ノ法規デ決定スルト云フノハ困難デアルカト存ジマス、具體的ノ事ハ、地方ニ利害關係ノ深イモノヲ其地方デヤラウト云フコトノ、具體的ノ場合ニ決定スルカト思ヒマス

○岩本委員 此費用ノ一部云々ハ、洵ニ是ハ曖昧デアリマシテ、勿論國立公園ハ國家ノ事業トシテ經營致スノデアリマスガ、此經營地ニ當ル一番中心ニナル地方團體ガ、此利益ヲ受クルコトガ一番多イノデアリマス、是ハドノ公園ヲ經營スルニ付テモ、ドウシテモト

○岩本委員 第二條ニ依ル所謂國立公園ノ事業、道路以下數種ノ施設ハ、即チ悉ク地元ノ公共團體ハ、一番直接ノ利益ヲ受ケルノハ明カナノデアリマス

ガ、サウ致シマスト私ハ斯ウ御伺致シタイ、國立公園事業デ、此事業ノ中心ニ當ツテ居ル公共團體ガ、最モ利益ヲ受

○岩本委員 左様ナコトニナルト、例モ、公共團體ガヤラナケレバナラヌモ

ノ、又之ヲヤレバ相當公共團體ガ利益ヲ得ルト云フヤウナ場所ニ國立公園ヲ

設置シタ場合ニ、此時ニ内務大臣ハ所謂第五條ノ二項ニ依ツテ、費用ヲ出セバ

○赤木政府委員 公共團體ガ此事業ニ依ツテ利益ヲ受ケルモノハ、是ハ色々澤山アラウト思フノデアリマス、先づ第一ニ交通ニ關スル施設ノ如キハ、是ハシ具體的ノ場合ヲ願ヒタ

○赤木政府委員 公共團體ガ此事業ニ依ツテ利益ヲ受ケルモノハ、是ハ色々澤山アラウト思ヒマスガ、左様ナコトニナルト、其指定サレタ公共團體ハ金ヲ出

多生ズルト思ヒマスガ、左様ナコトニナルト、其指定期限内ノ國立公園ノ重要

其費用ヲ要求シマスガ、其半面ニ於テ、公共團體中ニハ洵ニ貧弱ナル團體ガ多

ニ、國立公園ノ或ル一部ノ重要

ナル施設ガ出來ナイト云フ責ヲ、此公共團體ガ負ハナケレバナラヌト云フヤ

ウナコトガ出來テ參リマスガ、サウ云フ問題ニ付テハ、ドウ御考ニナツテ居リマスカ

○赤木政府委員 勿論其事業ヲ執行致シテ參ル上ニ於キマシテハ、公共團體

或ハ保健衛生ニ關スル施設、或ハ教化施設、是等ハ其公共團體ガ之ニ依ツテ

直接利益ヲ受クルモノデアラウト存ジテ居リマス、之ニ反シマシテ、例ヘバ

其區域内ノ國立公園ノ營理ニ致シマス、トカ、或ハ國立公園内ノ色々ナ保安施設トカ云フヤウナコトハ、ドチラカト申セバ直接公共團體ノ利益ニ反スルト

許サナイ時ニハ是ハ已ムヲ得ズ出來ナ

云フコトガ出來ヤシナイカト思ヒマソレ等ハソレぐ他ニ類似シタモノガアルノデアリマシテ、ソレ等ニ準據致シ

マシテ、其方ニ於キマシテモ、或ハ補助ヲ與へ、或ハ費用ヲ負擔セシムルト

云フヤウナコトニ致スノガ、正當ダラウト考ヘテ居リマス

○岩本委員 左様ナコトニナルト、例モ、公共團體ガヤラナケレバナラヌモ

ノ、又之ヲヤレバ相當公共團體ガ利益ヲ得ルト云フヤウナコトニナルト云フ場合ニハ、

地方ノ財力ガ之ヲ負擔シ得ル範圍デナケレバ、勿論出來ナイ次第デアルノデアリマス、財政が貧弱デ出來ナイト云フコトニナレバ、是ハ已ムヲ得ナイコト、存ジマス

○青木委員 關聯シテ申上ゲマスガ、此處ガ非常ニ實際問題トシテ曖昧ナ點デアツテ、特別ナ事由云々ト云フ蔭ニ隠レテ、何モ彼モ地方團體ガ背負込マネバナラヌト云フヤウナコトニナリハセヌカト云フ懸念ガ、茲ニ發生シテ居ルノデアリマス、サウスルト國ガヤルコトガ原則ト法律デハナツテ居リマスケレドモ、事實ニ於テ其地方ニ國立公園ヲ設定シ、其開拓ヲスルト云フ時ニナルト、主務省ニ於テ其地方ニ色々ナ重荷ヲ脊負セルト云フコトニナツテ、國立公園ノ事業ノ爲ニ、地方公共團體ガ思ハザル負擔ヲシナケレバナラヌト云フ

懸念ガ將來アルノデゴザイマス、ソレデ其實行ノ要路ニ當ル者ハ、之ヲ成べク狹義ニ解釋シテ、成ベク地方ニ負擔ヲサセナイヤウニシナケレバナラヌ、只今ノ御説明デハ、道路其他ノ問題ヲ含ンデ居リマスガ、道路事業ハ成程地

元ガ利益ヲ受ケルト云フ點ハ確ニアリマスガ、一面非常ニ多額ノ費用ヲ要スルノデアリマス、又國立公園ノ問題ニハ、上下水道ノ問題モ伴テ參リマス、ソレ等ノ工費ヲ一々地元公共團體ガ負擔スルコトニナリマスト、到底堪へ切レナイカラ、特別ノ事由ト云フ事ヲ、モウ少シ狹義ニ解釋スルヤウナ方針ヲ執ツテ戴キタイト思ヒマスガ、如何デセウ、何レモ其問題ハ所謂根本方針ニ觸レテ參リマスカラ、大臣ニデモ出席ヲ願ツテ言明ヲ得タイト思ヒマス

○八木委員長 第六條ニ移リマス

○鶴部委員 「前二項ノ規定ハ他ノ法律ニ依リ管理者ヲ定メタル場合ニハ之ヲ適用セズ」トアリマスガ、此「他ノ法

律」ト云フノハ、ドウ云フノデアリマスカ、既ニ定ツタ法律デアリマスガ、一寸説明ヲ願ヒマス

○赤木政府委員 此適用ノアルノハ道

路法デアリマシテ、國立公園事業ト致シマシテ道路ヲ造ル場合ニ、道路法ノ認定ノ手續ニ依ツテ、其道路ノ管理者ガ定ツタ場合ニハ、第一項及ビ第二項ハ適用ハ致シマセヌデ、専ラ道路法ノ運用ニ依ツテ管理致シテ行キタイ、斯様ナ趣意デアリマス

○八木委員長 第七條ニ移リマス

○鶴部委員 第七條ニハ行政官廳ト公

共團體ガ管理スル場合ノ、占用料及使

用料ノ事ガ規定シテアリマスガ、私人

ノ場合ノ規定ハドウナリマスカ

○赤木政府委員 行政官廳又ハ公共團

體以外ノ私人ガヤリマス場合、其者ノ

占有或ハ使用ト云フヤウナ事ハ、私人

ヲ定メル場合ハ、特殊ノ料金トシテ認

可スルコトニナリマスガ、占用料、使

用料ヲ徵收スル關係カラ申シマスレバ

ソレハ會社ナリ、個人ナリト私的ノ關

係ニナリマスカラ、是ハ公法關係デハ

致サヌ積リデアリマス

○鶴部委員 私法關係デ取極メルカラ

○赤木委員 左様デゴザイマス

○八木委員長 第八條ニ移リマス

○青木委員 此八條ノ「特別地域」ト云

○赤木政府委員 ト云フヤウナモノハ、極

マシタガ、特別地域ト云フモノ、本質

ヲ、此處デハッキリ御説明願ヒタイ

○赤木政府委員 「特別地域」ト申シマ

スノハ、國立公園内ニ於キマシテ、特

別地域ト致シテ指定シ、特別ノ取扱

ニ風致ノ維持及保護ヲ必要トスル所ヲ

要ナ要素デゴザイマシテ、所謂國立公

園ノ核心ヲ成スモノデアリマス、併ナ

ガラ國立公園ハ非常ニ廣イ區域ニ亘

ニ對シテハ、絕對ニ事業ノ施行ヲ不許

用料ノ事ガ規定シテアリマスガ、私人

ノ場合ノ規定ハドウナリマスカ

○赤木政府委員 行政官廳又ハ公共團

體以外ノ私人ガヤリマス場合、其者ノ

占有或ハ使用ト云フヤウナ事ハ、私人

ヲ定メル場合ハ、特殊ノ料金トシテ認

可スルコトニナリマスガ、占用料、使

用料ヲ徵收スル關係カラ申シマスレバ

ソレハ會社ナリ、個人ナリト私的ノ關

係ニナリマスカラ、是ハ公法關係デハ

致サヌ積リデアリマス

○鶴部委員 私法關係デ取極メルカラ

○赤木委員 左様デゴザイマス

○八木委員長 第八條ニ移リマス

○青木委員 此八條ノ「特別地域」ト云

○赤木政府委員 ト云フヤウナモノハ、極

マシタガ、特別地域ト云フモノ、本質

ヲ、此處デハッキリ御説明願ヒタイ

○赤木政府委員 「特別地域」ト申シマ

スノハ、國立公園内ニ於キマシテ、特

別地域ト致シテ指定シ、特別ノ取扱

ニ風致ノ維持及保護ヲ必要トスル所ヲ

要ナ要素デゴザイマシテ、所謂國立公

園ノ核心ヲ成スモノデアリマス、併ナ

ガラ國立公園ハ非常ニ廣イ區域ニ亘

ニ對シテハ、絕對ニ事業ノ施行ヲ不許

用料ノ事ガ規定シテアリマスガ、私人

ノ場合ノ規定ハドウナリマスカ

○赤木政府委員 行政官廳又ハ公共團

體以外ノ私人ガヤリマス場合、其者ノ

占有或ハ使用ト云フヤウナ事ハ、私人

ヲ定メル場合ハ、特殊ノ料金トシテ認

可スルコトニナリマスガ、占用料、使

用料ヲ徵收スル關係カラ申シマスレバ

ソレハ會社ナリ、個人ナリト私的ノ關

係ニナリマスカラ、是ハ公法關係デハ

致サヌ積リデアリマス

○鶴部委員 私法關係デ取極メルカラ

○赤木委員 左様デゴザイマス

○八木委員長 第八條ニ移リマス

○青木委員 後ニ一、二、三、四、五ト列

舉シテアル制限項目ノ中ニ「鑛物ノ試

掘」は例ヘバ國立公園——大抵其モ

居ルト云フヤウナ場合ニナルト、此國

立公園、殊ニ特別區域ト云フヤウナ所

居ルト云フヤウナ場合ニナルト、此國

立公園、殊ニ特別區域ト云フヤウナ

有林ヲ拂下グテ、其金ニ依ツテ斯様ナ保
安林ニ編入サレタル土地ヲ買上ゲル計
畫ヲヤルト伺ツテ居リマス、是ト此第八
條ノ方針トハ、所謂是ハ國立公園法ニ
依ツテ一種ノ保安林ニナルノデアリマ
スガ、サウ致シマスト内務省ノ方針ト、
農林省ノ方針トニ撞著ヲ來スト思フノ
デアリマスガ、ソレニ對スル御所見ヲ
承リタイ

デアリマス、唯其經營ノ仕方ニ依リマ
シテ、甚シク風致ヲ害スルコトナクシ
テ産業上ノ利用モ出來ルト、斯様ニ考
ヘテ居リマスノデ、必ズシモ之ヲ全部
國有ニスル必要モナカラウカト存ジテ
居リマス

○岩本委員 私ノ御尋シタノハ、サウ
云フ意味デハナカツタ、詰リ一方ニ於
テ、農林省ハ今日森林法ヲ適用サレテ
居ツテ、保安林ヲ成ベク買上グテ國有ニ
シヤウト云フ方針デアルニ拘ラズ、内
務省ハ國立公園ヲ設ケル爲ニ、又ソレ
ト反対ニ保安林ニ等シキモノヲ拵ヘヤ
ウ、斯ウ云フ方針ニ見エマスカラ、ソ
レデ此内務省ノ方針ト農林省ノ方針ト
ハ、其處ニ喰違ヒガアルノデハアルマ
イカ、ソレド第二點トシテ御伺致シタ
イノハ、成程此特別區域ニナツタ所デ、
列舉サレタ五ツノ項目ヲ行ハウトシタ
場合ニハ、内務大臣ノ許可ヲ受ケルコ
トニ簡単ニ規定ハアリマスガ、森林法
ニ依リマスト、斯ウ云フ手續ヲ爲スニ
ハ、地方森林會ノ決議ヲ俟ツテ、サウシ
テ此決議ニ依ツテ主務大臣ハ之ヲ認メ
ル、斯様ナ規則ニナツテ居ルノデアリマ
スガ、何カ相當此處ニ——單ニ主務大
臣ノ許可ト云フヤウナモノヨリモ、ヤ
ハリ保安林ニ類スルモノナラバ、保安
林ニ關スル取扱ニナルヤウナ法規ヲ御
設ケニナル必要ハナカラウカ、殊ニ多

○赤木政府委員　國立公園内ニ於キマシテ、山林ガ保安林トナッテ居リマスモノハ、是ハ保安林ノ方ノ法規ノ適用ガアリマスカラ、只今ノ御話ノヤウニナラウト思ヒマス、保安林トナッテ居リマヌ所デ、而モ此特別地域内ニ入ルモノハ、是ハ極メテ小部分トハ存ジマスガ、或ハ森林ガ左様ナ場合モアリ得ルコト、存ジマス、唯其場合ニ保安林ト同ジヤウニ、森林會ト云フヤウナモノヲ組織シテヤル必要ガアルカドウカト云フ問題デアルノデアリマスガ、國立公園ニ關スル限りニ於キマシテハ、茲ニ列舉致シテ居リマスヤウナ事項ガ、風致ヲ害スル程度ヲ考慮スレバ宜シイノデアリマシテ、特ニ森林會等ノ議ヲ經テ之ヲヤルト云フ程ノ必要モナイト存ズルノデアリマス、勿論國立公園トナリマスレバ、公園計畫ガ決マリ、サウシテ公園計畫等ノ中ニ於キマシテハ、例ヘバ森林等ニ付キマシテハ、將來此森林ハドウ云フ風ニ施業ヲ認メテ行クカト云フコトハ、總テ計畫ノ中ニ決マリマスノデ、其計畫ニ基イテ風致ヲ維持致シテ行ケバ宜シイ譯デアリマスカラ、特ニ森林會ト云フヤウナ特別

○機關ヲ設ケル必要ハナカラウカト存ズルノデアリマス、若シソレ等ノ點ニ付テ専門的ノ意見ヲ聞ク必要ガアルトスルナラバ、國立公園委員會ノ意見ヲ聞ケバ足リルカト思フノデアリマスガ、多クノ場合ハソレ程ノ必要モナイコトデ、行政官廳ノ判断デ出來得ルコトカト存ジテ居リマス

○青木委員 此特別地域ニ關聯シテ、大臣ガ來テ居ナイト甚ダ不便デスガ、要求シテ吳レマセヌカ

○八木委員長 何レ要求シマス

○青木委員 第一項ノ風致維持、例ヘバ中禪寺湖ヲ中心トシタ所ノ、アノ風景地ハ特別地域ニハ相應シイ場所デアルト思ヒマスガ、アノ森林ニ對シテ煙毒ガ年々侵シテ來テ立枯ヲスル、實ニ勿體ナイ所ノ樹木ガ段々立枯レテ居ルト云フヤウナコトハ、是ハ多年ノ問題デアリマスガ、斯ウ云フヤウナコトハ是デ以テ制限スルコトハ——到底此箇條デハ出來ナイガ、風致維持ノ目的カラ申スト、最モ大ナル風致破壊ノ原因ガ現ハレテ居ルノデアリマス、サウ云ナイ所ノ被害ヲ、ドウシテ防イデ風致設ヲ以テシテハ、中々簡単ニ豫防出來煙毒問題ト云フコトハ、多年ノ政治問題デモアリマスカラ、是ハ局長ノ御座

ナリノ返事ヲ戴クト云フコトハ無理カ
モ知レマセヌガ、ソレデハ到底私ノ質
問ノ目的ヲ達セラレナイノデアリマス
カラ、大臣ノ御出席ヲ願ツテ、此問題ニ
付テ大臣ノ御答辯ヲ願ツテ見タイト思
フノデアリマス

○岩本委員 第八條ノ規定デアリマス
ガ、假ニ今日十六箇所ノ候補地ニ付テ
考ヘテ見マシテモ、成程候補地ハ殆ド
國有林デアル、或ハ御料林デアルト云
フヤウナコトハ、別個ト致シマシテ、
又或ハ候補地ノ中ニハ九分九厘民有林
或ハ公有林デアル、其中一分ハ御料林
トカ、或ハ國有林ガ含マレテ居ルト云
フノガアリマスガ、其時ニ此案ヲ適用
致シマスルト、可ナリ山林業者ニ對シ
テ大キナ脅威ヲ與ヘルト云フヤウナコ
トガ生ズルト思フノデアリマス、デア
リマスカラ先刻カラ申上グマシタ通リ
ニ、農林省ノ方ハ年々買上ゲテ救濟シ
ヤウト云フ今日、内務省ノ方デハ是ト
反対ニ此規定ヲ設ケタイト云フヤウナ
コトハ、同ジ政府部内ニ於テ、斯様ナ
ル問題ニ對シテ全然相反シタル方針ヲ
御執リニナルコトハ、是ハ甚ダ面白ク
ナイコトト思ヒマスガ、此候補地ノ中
デ非常ニ澤山ナ民有林ガアリ、或ハ公
有林ガアルト云フヤウナ場合ハ、ドウ
云フ風ニ御考ニナルノデアリマスカ
云ノデモ宜イト云フコトニ考ヘテ居リマ

似タモノデアリマスケレドモ、國立
公園ノ方デ森林ニ加ヘマス所ノ制限
ハ、保安林ノ制限ヨリモ非常ニ輕イノ
デアリマス、現ニ此第八條ヲ御覽下サ
イマシテモ、森林ノ木竹ノ伐採ト云フ
コトニ付テ許可ヲスルコトニナッテ居
ルニ過ギナイノデアリマス、隨テ制限
ハドチラカト云フト輕イノデアルガ、
苟モ木竹ノ伐採ヲ若シ禁止致シマシタ
場合ニハ、之ニ對シテ損害賠償ヲスル
當ナル伐採方法ヲ致サレマスルナラバ、
公園トシテハ風致ヲ害シナイデ森林ノ
經營モ出來ルノデアリマスルガ、保安
林ヲ假ニ御話ノ如ク國有ニスル方針デ
アリマシテモ、公園ノ方ハ必ずシモソ
レト同一ニシナクテモ差支ナイノデア
リマス、斯様ニ存ズルノデアリマス
○岩本委員 左様ニ致シマスルト、第
四ニアリマス木竹伐採ト云フコトハ、
皆伐ヲ意味スルノデアリマスカ、若ハ
居リマセヌデモ、大體施業要領デモ宜
以テ伐採ヲスルト云フコトガ目下分
テ居レバ、其程度デ宜イノデアリマス、
ソレカラ特別地區内ノ森林ハ、場合ニ
依テハ之ヲ禁伐ニシナケレバナラナイ
カト思ヒマスガ、必ズシモ禁伐ニ致サ
ナイデモ、禁林トシテ利用スル、或ハ天
然更新或ハ研伐ノ方法ニ依リマシテ、
之ヲ利用致シマシテモ、尙且國立公園
地區ダケハ、一木一草デモ餘リ他人ガ

○赤木政府委員 成程國有林デアルトカ、
ハ勿論考ヘナケレバナリマセヌガ、左
様ナ場合ニハ相當ノ補償ヲ致シマス、
此兩方ノ場合ガアリマスカラ、大體ニ
於テ禁伐ト云フヤウナコトデナク、十
分目的ヲ達シ得ルト、斯ウ云フ風ニ考
ス、其場合ニ相當私ハ問題ガ起ルダラ
ナモノハ多ク出來テ居ラヌノデアリマ
ス、其地區ヲ保存シテ行クノ價值ガナ
ノ取締ヲナサラナケレバ、國立公園ト
シテ其地區ヲ保存シテ行クノ價值ガナ
ノ一々ノ點ハ、内務大臣ノ許可ヲ受ケ
レバ、斯ウ云フコトハヤリ得ルト云フ
スルモノガ殆ド山林デアレバ、禁伐林
ノ一大ノ氣体メデアツテ、國立公園ヲ施設
スル上カラ考ヘテ見マシテモ、斯様ナ
場所ハ、初メ指定セラレマシタ地區ガ
山林デアツテ、天然更新ヤラルト云フコ
トニ假ニ決メルスレバ、天然更新ヲ
ヤルヤウナモノハ、申スマデモナク最
モ樹齡ノ多イ茂ツタ、公園ノ美觀ヲ添ヘ
ルモノニ相當スルモノデアルカラ、斯
様ナモノヲ施業案ヲ作ツテ許可ヲ得ヤ
ウト願出タ場合ニデモ、公園其モノヲ
思フ内務大臣ナラバ、恐ラク許可セラ
レヌダラウト思フ、デアルカラ今日斯
様ナ御座ナリノ規定ヲセズシテ、寧ロ特
別地區ニ編入サレタモノガ、相當ナル
價格ヲ以テ買上ゲル、買上ゲルト云フ
コトハ語弊ガアリマスナラバ、補償ス
ルト云フヤウナコトデ決メテ、此特別

○赤木政府委員 只今御話ノ可分、不可分ト云フ意味ハ、ドウ云フ趣旨カト思ヒマスガ、國立公園區域ト云フモノガ出區域ノ中ニ、特別地域ト云フモノガ出来ル、斯様ナ趣旨デアリマス

○岩本委員 御答辯ニ依リマスト、要スルニ不可分ノ意味デアラウト思ヒマスルガ、私ノ御伺致シタノハ、例ヘバ國立公園ノ中デ、唯特別地域ダケヲ指定シテ、他ハ指定シナイト云フ所ガアルガ、左様ナ所ハ絶對ニナクシテ、所謂地域ノ中ニ特別地域ガ決マルト、斯様ニ承知シテ宜シイノデアリマスカ

○赤木政府委員 左様デアリマス、國立公園ノ區域全體ガ指定ニナリマシテ、其中ニ更ニ特別地域ト云フモノヲ指定スルコトニナッテ居ルノデアリマス

○八木委員長 ソレデハ次ニ移リマス、第十條ニ付テハ御質問ハアリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○八木委員長 然ラバ第十一條ニ移リマスガ、此第十一條ハ大分事項ガ多イヤウデアリマスカラ、後ヘ殘シテ置キマシテ、約束ノ如ク西岡君ノ質問ハ、政務官ガ出席アレバ質問ヲ續ケルト言フ話デアツタヤウデアリマスカラ、西岡君ニ質問ヲ續ケテ許シマス

○西岡委員 先程齊藤政務次官ニ、私
ハ委員諸君ノ質問ガ急所ニ觸レルト、
直グ今度國立公園ノ爲ニ設置サレマス
所ノ委員會ノ決定々々ト言ツテ、委員會
申ニソレ程重キヲ置カレルカ、社會政
策審議會ノ答申ハ、提案ノ場合ニ骨抜
キニナツタカラ、サウ云フコトガアリハ
シナイカト云フコトヲ御尋シタ所ガ、
自分ガ責任ヲ持ツテ御答スルガ、今度出
來ル所ノ所謂國立公園委員會ノ案ハ、
其儘恐ラク實行サレルダラウト思フ、
斯ウ云フ御答辯ガアツタノデアリマス、
私ハ其御答辯ヲ信ジタイ、又是非サウ
アツテ欲シイト思ヒマス、唯併シ此處ニ
附加ヘテ置キタイト思ヒマスノハ、サ
ウ信ジテ居リマシテモ、社會政策審議
會ノ答申ニ付キマシテモ、初メハ安達
内務大臣ハ堅クサウ信ジテ居ラレタ、
其答申案ハ非常ニ良イ、ダカラ答申案
ヲ提案スルト言ツテ居ラレタ、所ガ資本
家階級カラノ猛烈ナル運動ニ依ツテ、其
意思ガ左右セラレテ、變更セラレタヤ
ウデアリマスカラ、此國立公園ニ付キ
マシテモ、將ニ是ガ實行ト云フ場合ニ
ナリマシテ、所謂委員會ノ答申ガアツタ
際ニ、恐ラク各方面カラ、十六箇所ノ
地方ハ勿論、ソレ以外ノ地方カラモ運
動ガアルデアラウ、猛烈ナル運動ガアツ

○一宮政府委員 政務次官ノ御返事ノ
通リデアルト思ヒマス、只今社會政策
審議會ノ例ヲ引カレテ、前途ニ不安ヲ
持タレテ居ルヤウナ西岡君ノ御質問デ
ゴザイマシタガ、此國立公園委員會ノ
設置ノ目的其モノガ、情實或ハ運動ニ
依ッテ、國家百年ノ大計ヲ誤ラザランガ
爲ニ國立公園ノ答申ニ重キヲ置イタ所
以デアリマシテ、而シテ其國立公園法
ノ第一條ニ於キマシテモ「國立公園ハ
國立公園委員會ノ意見ヲ聽キ區域ヲ定
メ主務大臣之ヲ指定ス」トナツテ居リマ
ス、法律上ニ於テモ相當ナル拘束ヲ主
務大臣ハ受ケテ居ルノデアリマス、隨
テ此法律上ノ義務ヲ無視シ、拘束ヲ無
視シ、サウシテ運動其他ニ依ッテ此答申
案ヲ無視スルト云フコトニナリマシタ
ナラバ、主務大臣ハ重大ナル政治上ノ
責任ヲ負ハナケレバナラヌモノデアル
ト私ハ解スルノデアリマス、隨テ此答
申案ガ無視サレルガ如キ御心配ハ、決
シテナカラウト信ズルノデアリマス
○西岡委員 只今ノ御答ヲ得マシテ、
是非サウ云フ御氣持デヤッテ戴キタイ
ト特ニ希望シテ置キマス、就キマシテ
ハ、所謂第一條ニ基イテ組織セラレマ

スル所ノ委員會ノ組織、是ハ公平無私、中正ニスル爲ニ各方面ノ權威者、此人ガ選ンダナラバ無理ハナイト云フ風デマスルガ、現ニ茲ニ審議サレテ居ル國立公園法案ヲ御出シニナリマスルマデノ調査機關デアッタ所ノ、國立公園調査會ノ委員ノ組織ノ内容ヲ見テ見マシテ、私ハ多少——情實ハナイト云フ御話デアリマスルガ、併ナガラ其處ニ疑ヲ挾ムノデアリマス、何トナレバ國立公園調査會ノ委員諸君ノ御名前ヲ拜見致シマスルト、三十六名ノ委員カラ成ッテ居ルノデアリマス、此三十六名ノ委員ノ中デハ、所謂官職ヲ御持チニナッテ居ル、或ハ農林省トカ、或ハ鐵道省、文部省、内務省トカト云フ、サウ云フ方ガ十六名オイデニナルノデアリマス、此十六名ニハ文句ハナイ、殘リノ二十名ノ中ノ顔觸レノ中ニ、安達内務大臣ノ御出生地デアル所ノ熊本ノ人ガ、安達内務大臣ヲ加ヘテ四人オイデニナル、安達内務大臣ノ之ニ加ツテオイデニナルノハ別ト致シマシテ、兎ニ角安達内務大臣ヲ除イテ三人オイデニナル、二十分人ノ中ニ三人居ラレル、ソレハ斯ウ云フ調査ヲスル堪能ノ人、或ハ權威者、或ハ學者、公平ナ人バカリガ、偶然熊本出身者ニ居ラレタノカモ知レマセヌケ

レドモ、私ハ多少其處ニ——是迄安達
内務大臣ノ言レレル御言葉、行動ト照
合セマシテ、ドウモ變ニ思ヒマス、併
シソレハソレトシテ、次ニ組織セラレ
マスル所ノ委員ノ内容ニ付キマシテハ、
ドウ云フ顔觸レ——ドウ云フト御尋シ
マシテモ、ソレハ慎重ニ審議サレルト
仰シャルデセウケレドモ、サウ言ッタヤ
ウナ偏頗ノナイヤウニ、私ハ御願致シ
タイト思ヒマスルガ、御考ガゴザイマ
シタラ伺ヒタイ

デアリマスルガ、此人ハ勿論私ハ中正
ナ立場ニ立ツテ居ル人ダト思フノデア
リマス、赤星氏ハ是ハ三菱ノ關係者ダ

「菊池理事退席、委員長復席」

デアリマスルガ、此人ハ勿論私ハ中正
ナ立場ニ立^ツテ居ル人ダト思フノデア

トウカウト言ヘバ、人ノ問題デ
カラ、私ハ是デヤメマス……

ノ儘之ヲ保存シナケレバナラナイ、第
ニニ國立公園ハ公衆ノ使用、觀察、保健

及ビ享樂ノ爲ニ、ツレヅレ保存サレナ

サウデアリマス、三菱ノ代表者ダサウ
デアリマスルガ、三井、三菱ハ種々ナ
ル資本關係・或ハ財產關係等ニ於テ、
國立公園ヲ設定シマスル上ニ於テ、種
種ナル複雜ナル關係ガヤハリ出來テ
來ルノデハナイカト思フノデアリマ
ス、商船會社、或ハ郵船等ノ代表モ選
ンデ居リマスルガ、サウ云フ意味ニ於
テ代表者トシテ隅ニタノデアツチ、

菊池理事退席、委員長復席

トウカウト言へバ、人ノ問題デア
スカラ、私ハ是デヤメマス……

ノ儘之ヲ保存シナケレバナラナイ、第
ニニ國立公園ハ公衆ノ使用、觀察、保健

ケレバナラナイ、第三ニ、國家的利益ヲ根本トシテ、之ニ依ツテ公園内ニ於ケル公共的又ハ私的企業ヲ左右スル總ノ決定ヲ指揮シナケレバナラナイ、國立公園ハ政府ガ國民的ニ興味ヲ繫ギ得ル程度ノ天然大風景地ヲ永遠ニ保存スルト共ニ、公衆ヲシテ之ヲ共用セシメル爲ノ施設ヲ行フモノデアル、ソコデ國立公園、人爲ノ公園デハナクシテ、

シソレハソレトシテ、次ニ組織セラレ
マスル所ノ委員ノ内容ニ付キマシテハ、
ドウ云フ顔觸レ——ドウ云フト御尋シ
マシテモ、ソレハ慎重ニ審議サレルト
仰シャルデセウケレドモ、サウ言ツタヤ
ウナ偏頗ノナイヤウニ、私ハ御願致シ
タイト思ヒマスルガ、御考ガゴザイマ
シタラ伺ヒタイ

デアリマスルガ、此人ハ勿論私ハ中正
ナ立場ニ立ツテ居ル人ダト思フノデア
リマス、赤星氏ハ是ハ三菱ノ關係者ダ

トウカウト言へバ、人ノ問題デア
スカラ、私ハ是デヤメマス……

ノ儘之ヲ保存シナケレバナラナイ、第
ニニ國立公園ハ公衆ノ使用、觀察、保健

如キ趣意ニ依ツテ、國立公園ノ委員會ガ組織サル、ノデアリマス、國立公園ノ委員ノ或ル者ガ、國立公園ノ決定、指定ト云フモノニ關係ヲ持ッテ居ル官吏ガ多ク指定サレルコトニ付キマシテハ、國立公園ノ事務ヲ圓満ニ遂行スル上ニ於テ、最モ必要ナコトデアリマスルカラ、此點ニ付テハ已ムヲ得ザルコトデアラウト存ジマス、其他ノ委員ニ於キマシテ、從前ノ調査會ノ委員ガ、熊本ノ人ガ多イトカ云フヤウナ御話ガアリマシタガ、是ハ思フニソレドヽ國立公園ノ指定地ヲ調査致シマスル爲ニ、其關係ニ於テ重大ナル關係ヲ持ッテ居ル人ガ多イコトノ爲ニ、偶々サウ云フ結果ヲ來シタノデハナイカト思フノデアリマス、此委員中ニ於テ、チヨット申シマスト、藤村貴族院議員ガ先づ熊本ノ人

デアリマスルガ、此人ハ勿論私ハ中正
ナ立場ニ立ツテ居ル人ダト思フノデア
リマス、赤星氏ハ是ハ三菱ノ關係者ダ

トウカウト言へバ、人ノ問題デア
スカラ、私ハ是デヤメマス……

ノ儘之ヲ保存シナケレバナラナイ、第
ニニ國立公園ハ公衆ノ使用、觀察、保健

元作表表レシテ候選ハレタハ未アラ
何等是ニハ政治的意味ハナイノデアラ
ウト思フノデアリマス、又細川侯爵ガ
選バレテ居リマスルガ、此人ハ山岳家
トシテ、又國立公園ニ關スル多年ノ研
究家トシテ、造詣ノ深イ、經驗ノ深イ
方デアリマシテ、熊本ノ人ガ偶々多イ結
果ニハナツテ居リマスルケレドモ、何等
此間ニ政治的意味ハナイモノデアラウ
ト思フノデアリマス、豫テ申上ゲマシ
タル如ク、關係官廳ノ人ヲ除キマシテ
ハ、公正無私ナル、而モ經驗、見識ニ
於テ相當ナル人ヲ擧ゲマシテ、此國家
百年ノ大計ニ於テ誤リナキヲ期シテ居
ルノデアリマスルカラ、西岡君ノ御杞
憂ノヤウナ人選ハ行ハレナイモノデア
ルト云フコトヲ、私ハ確信シテ疑ハナ
イ者デアリマス

ヲドウカウト言へバ、人ノ問題デア
マスカラ、私ハ是デヤメマス……

ノ儘之ヲ保存シナケレバナラナイ、第
ニニ國立公園ハ公衆ノ使用、觀察、保健

ト思フ、其腹案位ハ吾々國民ノ代表ニハ御示シニナツテ、審議ノ資料ニナラケレバナラナイ、ナサルノガ當デアルト思ツテ居ルノデアリマスガ、ハリ是モ委員會ノ決定次第ダト、斯言ハレルノデアリマスカ、私ハ世界國ノ國立公園ニ關シマシテ調査致シ居リマスガ、今ソノ一二ニ付イテ申マスレバ、國立公園政策ノ亞米利加ニ於キマシテ確立致シマシタノハ千九十六年、内務省内ニ國立公園局ノ設セラレテカラノ事デアルト承知シテリマス、國立公園政策ハ亞米利加ニテハ三大原則ノ上ニ基イテ居ル、第ハ、國立公園ハ現代ノ國民ノ爲ニモ又同ジク將來ノ人類ノ使用ノ爲ニモ絕對的ニ損傷セラレナイ、大自然ノ

リ
ノ儘之ヲ保存シナケレバナラナイ、第
二ニ國立公園ハ公衆ノ使用、觀察、保健
及ビ享樂ノ爲ニ、ソレベシ保存サレナ

ノ儘之ヲ保存シナケレバナラナイ、第
ニニ國立公園ハ公衆ノ使用、觀察、保健

サ者然ニヤウ各テ居置於一ノ百百遂行スル爲ニハ、完備セル機關モ必要デアルト私ハスウ思ヒマス、亞米利加テ、其能力ヲ十分發揮シナケレバナラヌト思ヒマスルガ、之ニ對スル御考ハ如何デアリマスカ

○一宮政府委員 國立公園ノ指定ハ何箇所位スル腹案ハ持ツテ居ルカ、又其標

ノ儘之ヲ保存シナケレバナラナイ、第一ニ國立公園ハ公衆ノ使用、觀察、保健及ビ享樂ノ爲ニ、ソレドヽ保存サレナ

ノ儘之ヲ保存シナケレバナラナイ、第
ニニ國立公園ハ公衆ノ使用、觀察、保健

準ハ大體ドウ云フ標準デアルカ、斯ウ
云フ御質問ト思ヒマスガ、是ハ度々此
委員會デ繰返サレマシテハ、只今西岡君
ノ御話ノアリマシタ如ク、國立公園委
員會ガ設置サレマシテカラ、其諮問ニ
依ツテ適當ナル區域ヲ指定シタイト云
フ考ヲ持ツテ居リマス、箇所其他ニ付テ
モ、國立公園委員會ノ決定、及其計畫
ノ條件等ヲ見マシテ、財政ノ狀態ニ鑑
ミテ、之ヲ決定スルノ外ナシト考ヘテ
居ルノデアリマス、又國立公園設定ノ
爲ニ、大體ドノ位ノ金ヲ必要トシ、之
ヲ準備スル積リデアルカト云フヤウナ
御質問ガアツタヤウデアリマス、少シ順
序ガ達フカモ分リマセヌガ、大體國立
公園ヲ選定致シマス其根本ノ理由ハ、
只今西岡君ガ亞米利加ノ國立公園ノ選
定標準トシテ讀マレタ其標準ト、大體
ニ於テ一致致シテ居ルノデアリマス、
即チ單ニ現世ノ國民ノ爲ノミナラズ、
將來ノ國民ノ爲ニモ大自然ノ風景ヲ其
儘保存致シマシテ、サウンテ其大自然
ノ靈感ニ國民ヲ接觸シムルコトニ依ツ
テ、保健教化ト云フヤウナ目的ヲ達成
致シタイ、斯ウ云フノガ國立公園ヲ設
立スル所ノ重大ナル條件デアリマスカ
ラ、此國立公園法ヲ實施致シマスニ付
キマシテ其目的トシテ、此國立公園法
ヲ實施スル意義ノ一ト致シマシテハ、

產業ノ發達ニ依ツテ自然ガ壞サレテ行ク傾向ガアル、其壞サレタル自然ト云フモノハ、再ビ回復スルコトガ出來ナノミナラズ、又之ヲ他ノモノヲ以テ代償スルコトモ出來ナイモノデアルカラ、消極的ニハ先ヅ此法ヲ速ニ作ツテ、大自然ノ風景ガ壞サレテ行クト云フコトヲ防止シテ行クト云フ所ニ一ツノ目的ガアル、又積極的ノ施設ト致シマシテハ、是ハ十年、二十年、或ハ三十年ヲ目的ト致シテ、之ヲ完成スル覺悟ヲ以テ掛ラナケレバナラヌノデアリマスカラ、一時ニ一公園ヲ完成スルガ爲ニドレダケノ經費ヲ使フカト云フヤウナコトハ、是ハ國立公園計畫ノ如何、及び其期間ノ如何ニ依ツテ決スルノデアリマシテ、是モ能ク其方ニ逃ゲルト言ハレルカモ分リマセヌガ、國立公園委員會ノ決定ヲ見テ、ナケレバ、幾ラノ經費ヲ掛ケルト云フコトハ申上ゲ兼不ルト思ヒマス、但シ度々委員會デモ質問應答ヲ繰返シタノデアリマヌガ、現セラレマシテモ、十年、二十年ノ大計畫ニ依ツテ、財政ノ繁閑ヲ見テ設備ヲ徐ロニ進メテ行ケバ宜イノデアツテ、最初ノ場合ニ於キマシテハ、此只今國立公園區域ニ指定サレ、其特別區域ニ指定サレテ、私有物或ハ私有權ヲ制限シ、

或ハソレヲ禁止スルト云フコトニ依テ、補償ノ義務ヲ生ジタリ、色々ノモノガ要リマスカラ、ソレ等ノ經費トソレト又此國立公園ヲ管理シテ行クト云フ經費ヲ以テシテモ、十分ニ國立公園設置ノ目的ヲ達スルノデアルカラ、其經費ト云フモノハ、財政ノ緩急ヲ見ナケレバナリマセヌガ、必ズシモ多大ノ金ヲ掛ケナイデモ、國立公園設置ノ意義ト云フモノハ、最初ニ依ツテ達成サレルモノデアルト思フノデアリマス、而シテ國立公園設置ノ大體ノ標準ニ至リマシテハ、只今西岡君ノ引例サレマシタ米國ノ國立公園設置ノ標準ト、大差ナキモノト御諒解下スッテモ差支ナイト思ヒマス

○一官政府委員 大體ニ於テ我國ノ國立公園ノ選定標準、隨テ國立公園設置ノ目的ハ、次ニ依ツテ御諒解ガ出來ルト思フノデアリマスガ、一、自然ノ大風景地デアルコト、イ、天然ノ地貌風景ヲ存スル大地域タルコト、ロ、一國ノ風景ヲ代表シ得ル大風景タルコト、是ハ即チ自然ヲ保存致シマシテ、サウシテ其自然ヲ國民ニ鑑賞セシメ、一方ニ於テハ産業資源トシテモ之ヲ利用スルト云フコトハ、其副タル目的トシテ生ズル事デアルト御諒解ヲ願ヒタイト思ヒマス、第二ハ、土地ノ保健的素質ノ顯著ナルコト、何故土地ノ土健的素質ノ顯著ナルコトヲ必要トスルカト申シマスレバ、國民保健ノ上ニ於テ最モ必要ナ土地デアルト云フコトデアツテ、即チ國民保健ト云フコトガ一つノ目的ニ入ツテ居ルカラデアリマス、其内譯ト致シマシテ、イ、空氣、日光、氣象、土地、森林等ガ保健的ナルコト、ロ、人爲的施設ノ容易ナルコト、三、國民的利用ニ便ナルコト、イ、交通ノ關係ヲ考慮スルコト、四、土地ノ所有關係ガ公園設定上有利ナルコト、大體ノ標

準ハ此程度デアラウト思フノデアリマス、隨テ只今申シマシタ我國ノ世界ニ
誇ルベキ所ノ大風景ヲ保存致シマシテ、之ニ設備ヲ加ヘルノガ、即チ保存
ト開發デアラウト思フノデアリマス、即チ保守開発ヲ政シマシテ、之ヲ國民
保健或ハ教化ノ利用ニ供スルト共ニ、一方ニ於テハ產業資源ト致シマシテ、
サウシテ近來國際觀光局トカ何トカ云
フモノガ出來マシテ、外客誘致等モ講
ゼラレテ居ルノデアリマスカ、其目的
ノ達セラレルヤウニ施設ヲシタイト云
フ考ハ、勿論副タル作用トシテ考ヘテ
居ル所デアリマス、而シテ自然ノ保存、
開發ト申シマスコトハ、單ニ現在ノミ
ヲ目的トシテ居ルニアラズシテ、將
來長ク國民ノ爲ニ天然資源ヲ保存、
機會均等的利用ニ供スルコトニ致シマ
シテ、教化保健ノ目的ヲ達シタイ、
國立公園委員會ニ於テ嚴密ナル標準ガ
決定セラレルデアラウト思ヒマス、ソ
レカラ米國デハソレガ爲ニ課ト申ス
カ、局ト申スカ、サウ云フ機關ヲ作ツテ
アルガ、日本ニ於テモサウ云フ機關ヲ
作ル意思アリヤ否ヤ、是モ委員會ニ於
テ屢々大臣カラ申サレタヤウデアリマ
スガ、此國立公園ノ設置ガ進ミマシテ、

其事務ガ非常ニ煩多ニナツタ場合ニ於テハ、局トカ課トカ云フタヤウナ、特殊ノ機關ヲ設ケル必要ガアルカモ知レヌガ、現在ノ所ニ於テハ、國立公園委員會ヲ常置トシテ、其國立公園委員會ニ於テ選定或ハ決定シタ所ノ計畫ヲ、内務省ノ衛生局ニ於テ遂行スル積リデアリマシテ、ソレデ支障ハナイ積リデアリマス、別ニ目下ノ所ニ於テハ、國立公園委員會以外ニ獨立ノ機關ヲ設ケル意圖ヲ持テ居ナイノデアリマス〇西岡委員 今更改メテ申スマデモナク、今日ノ時代ニ於テハ大風景ハ一種ノ經濟的資源デアル、殊ニ日本ノ今日ノヤウナ經濟困難ノ場合ニ於テ、國際貸借ヲ改善スル意味カラ申シテモ、國立公園施設ニ對シテハ、風景ノ經濟的資源デアルト云フコトニ、モウ少シ重キヲ置イテ御考ニナラナケレバナラヌノデハナイカト思フ、風景ガ開發セラレマシテ、避暑客或ハ遊覽者ガ増加スルト、其地價ハ非常ニ騰貴シ、其地方ニハ鐵道、電車、自動車等、交通運搬事業ガ起テ來ル、隨テ旅館、享樂設備ガ起リ「ツーリストビュロー」事業ガ盛ニ起リマス、他ノ如何ナル方法デ其土地ヲ利用スルヨリモ、其風景資源ヲ益デアルト云フコトニナルト思ヒマス、例ヘバ亞米利加ノ「ナイヤアガラ」

瀑布ヲ水力電氣ノ事業ニ利用シマスルト、一箇年ニ三千萬圓ノ利益シカ得ラレナイガ、今日ノ如ク州立公園トシテ風景ヲ利用スルト、一箇年ニ約八千萬圓程ノ利益ヲ得テ居リマス、是ガ水力電氣ニ利用スルヨリモ、倍以上ノ收入ヲ舉ゲテ居ル實例デアリマス、又「ロッキー」山國立公園ノ收入ヲ見マシテモ、年々外來客ヲ五、六萬誘致シテ居リマスガ、其外國人ノ落シマス金額ハ、毎年四千萬圓ノ收入ヲ得テ居ル、又加奈陀ノ風景ヲ利用スル所ノサウ云フ事業ハ、金額ニ於テ加奈陀ノ產業中ノ第三位ヲ占メテ居ルノデアリマス、瑞西ハ其ノ風景利用ニ依ツテ得ル收入ヲ以テ、同國ノ國民經濟財政ノ全部ヲ賄ツテ居ルト云フコトハ事實デアリマス、亞米利加ノ國立公園ハ外人ヨリノ收入ヲ當テニシテ居ナイガ、亞米利加人ノ海外へ遊覽スル者ヲ消極的ニ止メル爲ニ、年々二億圓ニ相當スル間接收入ヲ得テ居ルト云フ統計ニナツテ居ルノデアリマス、要スルニ國立公園ノ事業ハ一種ノ經濟資源デアル、斯ル土地ヲ利用スル方法トシテハ隨一ノモノデアツテ、決シテ他ノ如何ナル事業ヨリモ有利デアツテ、劣ルモノデハナイ、其意味カラ前段ニ申シタ通り、日本ノ今日ノヤウナ困難ナ經濟狀態カラシテ、此度國立公園ヲ何箇所カ選バレル際ニ、其主タル眼目ヲ何

ニ置クカ、即チ第一番ニ選定スルニ
方ツテ、第一段ニハ風景資源ヲ開發スル
コトニ主力ヲ注グノガ必要デハナイ
カ、モット露骨ニ申セバ、外國人ヲシテ
日本ニウント金ヲ落サセルヤウニ、外
客誘致ニ特ニ力ヲ注グベク、大ニ考慮
サレル必要ガアリハセヌカト思ヒマス
ガ、如何デアリマスカ

○一宮政府委員 只今ノ西岡君ノ御話
ハ御尤デアルト思ヒマス、自然ノ大風
景ヲ産業的ニ利用スルヨリモ、之ヲ誇
ルベキ日本ノ大自然トシテ、ソレヲ或
ハ國民ノ利用ニ開放シ、或ハ外客ノ誘
致ニ用ヒルト云フコトハ、之ヲ經濟資
源トシテ利用スル上ニ於テ、水力電氣
ヲ起ストカ、或ハ山林ヲ伐採スルトカ
云フコトヨリ、大ナル經濟的價値ノア
ルモノト思ヒマス、隨テ國立公園ヲ決
定スルニ付テ、勿論ソレ等ノ條件ヲ考
慮ノ中ニ入レルノデアリマスケレド
モ、ソレハ其選バレタル國立公園ガ自
然ノ大風景デアツテ、何人モ觀賞スルニ
足ル風景ガ國立公園トシテ指定セラ
レ、ソレガ設備セラレル爲ニ起ル結果
デアラウト思ヒマス、隨テ外客誘致或
ハ國民ノ利用ト云フコトハ勿論眼中ニ
置キ、而シテ大自然ヲ經濟的資源トシ
テ利用スルト云フコトハ、勿論考慮ノ
最モ重大ナル條件デハアリマスガ、其
事ノミヲ最モ重キヲ置イテ考慮スルト

云フヨリハ、世界ニ誇ルベキ自然ノ大風景デアッテ、日本代表的風景デアルト云フコトガ、第一條件デアリ、ソレヲ開發スルコトガ、詰リ西岡君ノ言ハレルヤウナ結果ヲ來スモノデアッテ、私ノ表現ノ仕方ガ或ハ拙イカモ知レヌガ、大體ノ意見ハ御同様デアラウト思ヒマス

○青木委員 議事ノ進行ニ付テ——本日ハ六時迄ニ此委員會ヲ終了シタイト云フ方針デ、此前カラサウ云フ話合モ既ニ出テ居リマシタカラ、質問應答者ハ成ベク要領本位デ以テ進行セラレントコトヲ私ハ希望シマス

○八木委員長 委員長モ亦左様ニ考ヘテ居リマス

○西岡委員 政府當局ノ御説明ニ依リマスルト、我ガ日本ガ昨今遊覽國トシテ、外國人ガ三四萬來テ居ル、サウシテ金額ハ約五千萬圓程日本デ落シテ居ル、斯ウ言ツテオイデニナリマス、外國人ハ從來吾々日本人程温泉ニ對シテ趣味ハナカッタ、併ナガラ近來科學ノ發達ト共ニ、之ヲ利用スル傾向ガ盛ニナッテ來タ、特ニ歐洲大戰後、傷病兵ノ療養ニ盛ニ是ガ利用サレルヤウニナッテ、又一般歐米人モ、温泉ニ對スル科學的學者ノ意見ノ發表ナドニ依ツテ刺戟サ養ニ盛ニ是ガ利用サレルヤウニナッテ、又一般歐米人モ、温泉ニ對スル科學的

レマシテ、歐洲ニ於ケル温泉場ハ、春夏秋冬四季ヲ通ジテ非常ニ盛デアル、例ヘバ「ボヘミヤ」ノ「カルルスフバー」ノ如キ、或ハ獨逸ノ「バーデン・バーデン」ノ如キガ代表的デアリマス、内地人ニ對シテモ、温泉ニモット科學的ノ設備ヲシテ、保健ニ利用セシメナケレバナラナイト云フコトハ勿論デアリマスガ、先づ外人誘致ノ建前カラ致シマシテ、國立公園ト共ニ、其計畫ノ中ニ外

○一宮政府委員 國立公園ニ指定セラル、ヤウナ土地ノ中ニ在ル温泉ニ付キマシテハ、國立公園ト共ニ考慮致シマス

○西岡委員 十六箇所ノ候補地ノ中デ外人向キニ温泉ヲ利用スルコト、シテ、其目的ヲ達スル上ニ於テ、何處ガ一番適當ト御考デアリマスカ

○一宮政府委員 其點ハ國立公園委員會ニ依ツテ、他ノ條件ト共ニ考慮サル、コトダラウト思ヒマス

○西岡委員 アナタノ考ハ……

○一宮政府委員 特殊ノ考ヲ持ツテ居リマセヌ

○西岡委員 昭和七年度ニ於キマシテ、數箇所ヲ選ンデ國立公園トスルト言ハレマスガ、サウスレバ後ノ残リハドウ云フ御處置ヲナサルカ

○一宮政府委員 七年度ニ於テ何箇所ラ選定スルカハ、前ニ申上ゲマシタ如ク委員會ノ決定ニ依ルコトデアル

○西岡委員 國立公園設置ノ費用ハ一箇所平均二百萬圓見當、或ハ五十萬圓デ出來ルモノモアル、斯ウ言ハレマスガ、十六ノ候補地ノ中デ、一番設備ノ整ツテ居ル所ハ何處デゴザイマスカ、衛生局長ニ御尋致シマス

○西岡委員	只今ノ西岡君ノ質問ノ如キハ、是マデ數回質問サレ、ソレニ付テハ政府當局モ數回答辯ラサレマシタ、斯様ナ質問ハドウカ御制限アランコトヲ希望致シマス
○西岡委員	今ノ質問ハ誰モ是マデ質問シテ居ナイ、誰ガ質問シタカ、何ト云フ答ガアツタカ、黙ッテ聽イテ居レ、生意氣ナコトヲ言フナ
○西岡委員	ソレハ總テ國立公園ノコトハ……
○西岡委員	君ニ聞イテ居ナイ
○西岡委員	今僕ニ質問シタヂヤナイカ、ソレダカラ答ヘテ居ルノデアル、ソレハ既ニ國立公園委員會ニ於テ委員ノ意ノ意見ヲ聽イテ、是ハ主務大臣ガ決定スルノデアルカラ、サウ云フコトハ今答ヘルコトハ出來ヌト云フコトハ是マデノ政府委員ガ度々答ヘテ居ル○赤木政府委員只今ノ御質問ニ御答致シマスガ、候補地ニ付テ、其候補地ノ施設ガ何處マデ進ンデ居ルカ、或ハ其處ノ現狀ガドウデアリマスカト云フコトニ付キマシテハ、調査概要ニ大體承知願ヒタイト存ジマス、其各候補地間ノ優劣ニ付テハ、只今私カラ申上ゲ兼ネルト思ヒマス
○西岡委員	設備ハ何處ガ一番整ッテ居ルカト云フコトヲ、アナタハ御答出
○赤木政府委員	設備ノ程度ハ調査概要ニ記述シテゴザイマスカラ、是デ御承知願ヒタイト思ヒマス
○赤木政府委員	六箇所ノ中デ、經費ノ比較的要ラズシテ完全ナ公園ノ出來ルト思ハレル處ハ何處デアリマスカ
○赤木政府委員	經費ガドノ候補地ニ付ラ幾ラヲ要シマスカト云フコトノ、具體的ノコトヲ今日マダ申上ゲ兼ネルノデアリマス、大體ドノ位ノ經費ヲ要スルカト云フコトヲ申上ゲマシタノハ、大體其候補地ノ面積カラ割出シマシテ申上ゲマシタノデ、是モ先刻御答申上デマシタノデアリマスガ、ドノ候補地ニ付テハ幾ラト申シマスコトハ、度々は今答ヘルコトハ出來ヌト云フコトハ是マデ御話ノ出マシタヤウニ、具體的ニ其公園ニ付テノ公園計畫、公園事業ト云フヤウナモノガ決マリマセヌケレバ、具體的ノ經費ノ算出ハ困難ト信ジテ居リマス
○西岡委員	併シ大體十六箇所ヲ御選ビニナツタ中デ、此處ハドレ位デ出來記述シテゴザイマスカラ、之ニ依ツテ御承知願ヒタイト存ジマス、其各候補地間ノ優劣ニ付テハ、只今私カラ申上ゲ兼ネルト思ヒマス
○西岡委員	設備ハ何處ガ一番整ッテ居ルカト云フコトヲ、アナタハ御答出
○赤木政府委員	設備ノ程度ハ調査概要ニ記述シテゴザイマスカラ、是デ御承知願ヒタイト思ヒマス
○赤木政府委員	六箇所ノ中デ、經費ノ比較的要ラズシテ完全ナ公園ノ出來ルト思ハレル處ハ何處デアリマスカ
○赤木政府委員	經費ガドノ候補地ニ付ラ幾ラヲ要シマスカト云フコトノ、具體的ノコトヲ今日マダ申上ゲ兼ネルノデアリマス、大體ドノ位ノ經費ヲ要スルカト云フコトヲ申上ゲマシタノハ、大體其候補地ノ面積カラ割出シマシテ申上ゲマシタノデ、是モ先刻御答申上デマシタノデアリマスガ、ドノ候補地ニ付テハ幾ラト申シマスコトハ、度々は今答ヘルコトハ出來ヌト云フコトハ是マデ御話ノ出マシタヤウニ、具體的ニ其公園ニ付テノ公園計畫、公園事業ト云フヤウナモノガ決マリマセヌケレバ、具體的ノ經費ノ算出ハ困難ト信ジテ居リマス
○西岡委員	併シ大體十六箇所ヲ御選スルト云フ建前カラ致シマシテ、一箇所位ハ外人向ト申シマスカ、即チ外客セヌカラ申上兼ネマスガ、縣立公園トシテ經營致シテ居リマスルノハ、北海道ノ大沼ト、九州デハ雲仙ト阿蘇ノ二箇所ダト存ジマス
○赤木政府委員	何時頃カラト云フコトハ、一寸只今手許ニ調査ガゴザイマセヌカラ申上兼ネマスガ、縣立公園トシテ經營致シテ居リマスルノハ、北海道ノ大沼ト、九州デハ雲仙ト阿蘇ノ二箇所ダト存ジマス
○西岡委員	其何年カラヤツタト云フコトハ分リマセヌカ、阿蘇ハツヒ最近デアル、大沼モ近年デアル、併シ雲仙

ハ明治四十二年、今ヨリ二十一年前カ
ラ、縣營デ長崎縣立公園トシテヤッテ居
ル、今マデ縣ニ於キマシテ使ヒマシタ
所ノ費用ハ凡ソ分ツテ居リマス、ダカラ
縣立公園ヲアトドノ位ノ費用ヲ使ッタ
ラバ完成スルト御考ニナリマスカ、是
ハ御分リニナル筈ダト思ヒマス

○一宮政府委員 一寸今御答ニナル所
ガ分リ兼ネマスガ、先日モ區域ヲド
ウスルカ、例ヘバ雲仙ナラ雲仙、阿蘇
ナラ阿蘇ト云フ所ヲ捉ヘテ、國立公園
ノ區域ニスルノカト云フヤウナコトニ
依ッテ、色々ナ計畫ガ決マルノダト云フ
ヤウナコトガ、此處デ質問應答ガアッタ
ノデアリマスルガ、國立公園ヲ設定シ
マスルニ付キマシテ、相當數府縣ニ互ツ
テモ、國立公園ヲ設定スルコトニ於テ
妨ゲガナイノデ、飛地モ認メルト云フ
ヤウナ立法ノ精神ニナツテ居ルノデア
リマスルカラ只今西岡君ノ言フ、例ヘ
バ雲仙ナラ雲仙、阿蘇ナラ阿蘇ト云フ
モノガ、ソレダケガ必ズシモ國立公園
ニ設定セラル、ト云フコトニ限ラナイ
ノデアリマスカラ、其區域ノ決定如何
ニ依ッテ、ドノ位ノ經費ガアッタラ更ニ
完備スルカト云フコトガ、自ラ定マル
ノデヤナイカト思ヒマス

○赤木政府委員 只今雲仙ノ御話デア
リマスルガ、雲仙ガ國立公園ニ指定ニ
ナルカナラナイカト云フコトハ、御答

辯出來ナイ、隨テドノ位ノ經費ヲ要スルカト云フコトモ、只今ノ所申上ゲラレマセヌ、何處ノ公園ニ致シマシテモ、具體的ノ公園ト致シマシテ、幾ラノ經費ヲ要スルカト云フコトハ、其區域ガ決定シ、其實行ガ決定スルニアラザレバ、計算ガ出來ナイト云フコトヲ度々タ御答申上ゲテ居ルノデアリマス
○西岡委員 私ノ聞イテ居ルノハ、縣立公園トシテ阿蘇ヤ、雲仙ヤ、大沼ガヤツテ居ル、然ラバ其三箇所ハドレダケノ費用ヲ縣ニ於テ今日マデ使ツテ居ルカ、斯ウ尋ヲシテ居ル、是ハ内務省ノ管轄ダカラ算定ガ出來ル筈デアル、又出來ナケレバナラナイ、是ガ出來ルナテバ、ドノ公園ニドノ位ノ金ヲ出セバ、國立公園トナルカト云フコトヲ御答ガ出來ル筈、其答ヲ私ハ聞イテ居ルノデアル

シテ、國立公園トナルカナラナイカ、云フコトノ標準ト致シマシテハ、先製來、又先日來度々質問應答ガアリマシタ、公園トシテノ資格ヲ持ッテ居ルカドウカト云フ問題デアリマスカラ、身體的ノ問題トシテ、雲仙ニドレダケノ施設ヲシタナラバ、國立公園トシテ出来ルカト云フコトハ、一寸申上げ兼ヌルカト存ジマス。

千八百九十五名ニナリ、一人平均四日
間滯在シタコトニナツテ居リマス、日光
ハ滯在ノ延人員一萬一千七百三十三人
デアリ、阿蘇ハ延人員ニシテ僅カ七百
三十人ニ過ギマセヌ、其他霧島ガ三百
七十九人、大山ガ二十人、十和田湖三
百九十八人、上高地八百四十名、阿寒ニ
至ツテハ僅カ九人ニ過ギナイ、此數字ヲ
見テモ雲仙ハ斷然トシテ多數ノ外人ヲ
誘致致シテ居ルコトガ分ル、更ニ外人ノ
ミナラズ、内地人ガ十六候補地ヲ如何
ニ利用シテ居ルカヲ、數字ヲ以テ説明
シテ見レバ、富士山ガ第一位デ二百五
十二萬八千三百六十五人、滯在者五十
九萬四百七十二人、延人員百七萬六千
六百九十二人デアル、第二位ガ雲仙デ
アツテ、内地人ノ登山者數八十三萬、四千
五百七十六人、滯在數九萬六千五百十
七名デ、延人員ニシテ三十一萬六千九
百三十人ニナツテ居ル、次ニ日光ガ第三
位デ、六十五萬三千八百四十一人ノ來
遊者デ、滯在者數二十二萬六千三百七
十九人デアル、阿蘇二千八萬百五十人、
滯在者十五萬百七十人デ、延人員二十
七萬九千八百二十人ニナツテ居リマス、
其他ハ十二箇所ノ人數ハ遙ニ少クナッ
テ居リマス

務大臣ノ説明ニアル國立公園設立ノ一
ツノ目的カラシテモ、雲仙ハ今日既ニ
斯クノ如ク多數ノ外國人及ビ内地人カ
ラ利用セラレテ居ルト云フコトガ明カ
ニナリマシタ、此明カル數字ハドウ
スルコトモ出來マセヌ、數萬言ノ説明
ヨリモ有力ナル決定ノ資料デアルベキ
筈ダト私ハ信ジマス、デ此二三年前ニ
大阪毎日ト東京日々ノ兩大新聞ガ、全
國民ニ向ツテ世界ノ公園ト言ハレル我
國ノ中デ最モ優レタル大自然ノ風景百
八箇所ヲ選定スペク、其意見ヲ投票ヲ
以テ問ウタコトガアリマス、即チ最モ
代表的ナルモノヲ八箇所、之ヲ稱シテ
日本新八景ト致シマシタ、更ニ日本百
景トシテ百箇所ヲ求メタノデアリマ
ス、其際世界人ニ懇ヘテ、最モ日本ヲ
代表スル自然ノ大風景ハ、長崎縣ノ雲
仙ヲ以テ第一位トシナケレバナラナ
イ、即チ雲仙ガ最大多數ノ投票ヲ以テ
右ノ如ク選バレタノデアリマス、安達内
務大臣ハ大自然ノ大風景デ、日本ヲ代
表シテ外國ニ誇リ得ル、誰ガ見テモ是ハ
尤ダト云フ所デナケレバ決定セヌト言
ハレマス、安達内務大臣ノ此御言葉ヲ
以テ致シマスルト、大多數ノ國民ニ懇
ヘテ、國民最大多數ノ投票ヲ得タ此雲仙
ニ付キマシテハ、新ニ組織セラレル所
ノ委員會、其委員諸君ハ勿論ノコト、
其委員會ノ答申ニ重キヲ置イテ指定ヲ

表示ハ、十分尊重シナケレバナラヌト
思フ、國民大多數ハ雲仙ヲ以テ代表的
ナモノデアルト云フ意思表示ヲ致シテ
居ルノデゴザイマスガ、之ニ對シテ
ヨリモ有力ナル決定ノ資料デアルベキ
筈ダト私ハ信ジマス、デ此二三年前ニ
大阪毎日ト東京日々ノ兩大新聞ガ、全
國民ニ向ツテ世界ノ公園ト言ハレル我
國ノ中デ最モ優レタル大自然ノ風景百
八箇所ヲ選定スペク、其意見ヲ投票ヲ
以テ問ウタコトガアリマス、即チ最モ
代表的ナルモノヲ八箇所、之ヲ稱シテ
日本新八景ト致シマシタ、更ニ日本百
景トシテ百箇所ヲ求メタノデアリマ
ス、其際世界人ニ懇ヘテ、最モ日本ヲ
代表スル自然ノ大風景ハ、長崎縣ノ雲
仙ヲ以テ第一位トシナケレバナラナ
イ、即チ雲仙ガ最大多數ノ投票ヲ以テ
右ノ如ク選バレタノデアリマス、安達内
務大臣ハ大自然ノ大風景デ、日本ヲ代
表シテ外國ニ誇リ得ル、誰ガ見テモ是ハ
尤ダト云フ所デナケレバ決定セヌト言
ハレマス、安達内務大臣ノ此御言葉ヲ
以テ致シマスルト、大多數ノ國民ニ懇
ヘテ、國民最大多數ノ投票ヲ得タ此雲仙
ニ付キマシテハ、新ニ組織セラレル所
ノ委員會、其委員諸君ハ勿論ノコト、
其委員會ノ答申ニ重キヲ置イテ指定ヲ

○西岡委員 私ハマダ御尋致シタイコ
トモゴザイマスケレドモ、今日ヲ以テ
此委員會ハ質問ヲ終了スルト云フ申合
ガアルノデゴザイマスカラ、私ノ意見
ハ委員長ノ許シヲ得マシテ、御尋シタ
イ點モアリマスカラ、是ハ速記錄ニ留
メルコトニ致シテ、之ヲ以テ質問ヲ止
メル意味ヲ以テ、一人ノ外人ノ紀行文
ヲ朗讀致シテ私ノ質問ヲ終リマス、
雲仙ハ四海ヲ廻ラシ風景明媚、眺望
絶佳ノ名山ト、其處ニ湧出ル温泉ト
相俟テ、恐ラク他ニ類ノ少ナイ、世
界的遊園地タル素質ヲ備ヘテ居ル、
一帶ノ風景ハ、變化ガ極メテ多ク、
自然ノ美ヲ極メ、殊ニ展望ノ雄大ナ
點ニ於テハ歐米ノ名所中ニモ澤山ナ
イト思フ、雲仙ヲ中心トシテ島原半
島ヲ包含シタ美シイ沿岸、循環道路
ハ島原一帶ニ止メズシテ、有明海ノ一
部デアル橘灣、アノ周圍ヲ外人ナドハ
ナル御考ハナイカ、マダ御考ガナカッタ
トシマスレバ、今後改メテ御調査ナサ

ナル内務當局ハ、毎日、日々兩大新
ル御考ハナイカ、是ダケ御尋致シテ私
ノ雲仙ハ、何レモ世界無比デアル、
未ダ日本人ノ多クニサヘ知ラレテナ
イ、隠レタル雲仙ノ冬ノ霧氷ニ至
ニ入ラントスルトキニ、鬱葱タル此
雲仙ハ其目標トナツタ、ソレデ彼等外
人ハ雲仙ヲ呼ンデ日本山ト稱シテ居
タ、今ハ支那在留ノ歐米人ハ勿論、
遠ク南洋印度方面在住ノ外人等酷暑
ヲ避ケテ、心身ノ慰安ヲ得ルニ缺ク
ベカラザルノ地トナツタ、避暑ノ爲ニ
雲仙ニ趣カザレバ、肩身ガ狭イト云
フ程デアル、尙ホ私ハ雲仙ヲ新ニ設
置サレル委員會ノ委員諸君ニ紹介ス
ル意味ヲ以テ、一人ノ外人ノ紀行文
ヲ朗讀致シテ私ノ質問ヲ終リマス、
雲仙ハ四海ヲ廻ラシ風景明媚、眺望
絶佳ノ名山ト、其處ニ湧出ル温泉ト
相俟テ、恐ラク他ニ類ノ少ナイ、世
界的遊園地タル素質ヲ備ヘテ居ル、
一帶ノ風景ハ、變化ガ極メテ多ク、
自然ノ美ヲ極メ、殊ニ展望ノ雄大ナ
點ニ於テハ歐米ノ名所中ニモ澤山ナ
イト思フ、雲仙ヲ中心トシテ島原半
島ヲ包含シタ美シイ沿岸、循環道路
ハ「モナコ」カラ「ニース」ニ通フ世界
最美ト云ハレル沿岸道路ニ遜色ノナ
イトモ思ハレル、五月半バニ見ル雲
仙ノ躊躇、十一月初旬ニ於ケル全山

度々旅行致シマシタ際、瑞西國ガ米
國人其他外國人ノ旅行者ノ落ス金ノ
ミヲ以テ殆ド國全體ノ財政經濟ノ切
盛リヲ致シテ居ルノヲ見、佛蘭西ニ
シマシテモ外國人ノ佛蘭西ニ遊ンデ
落ス金ガ毎年十三億圓ニ達スル、伊
太利ニシテモ、毎年三億三千萬圓ニ
上リ是亦同様デアリマス、其原因ノ
何故デアルカヲ調べテ見マシタ所、
要スルニ大自然ノ風景ヲ利用致シ
テ、國立公園トシテノ種々ナル設備
ヲナシ、其公園ヲ亞米利加其他外國
人ガ見物ニ來ル、參觀ニ來ル、遊覽
ニ來ル、其遊覽ノ爲ニ毎年十何億ノ
金ヲ落シテ行クト云フ事ヲ知リマシ
タ、瑞西、佛蘭西、伊太利等皆然リ
デアリマス、併シ大自然ノ風景ハ日
本ハ諸外國ニ比較シテ決シテ劣ラナ
イノミナラズ、日本ガ彼等ニ遙ニ勝
レテ居ルコトモ知ッタ、サウシテ私ノ
學生時代ニ見タ雲仙ノ雄大ナル大自
然ノ美ハ是等外人ノ嗜好ニ最モ適當
シテ居ルト云フ感ジヲ致シマシタ、
若シ雲仙ニ思フ通リノ設備ヲ完備シ
タナラバ、而シテアノ雲仙ノ風光明
媚、神祕的ナ大自然ヲ彼等ニ紹介ス
ルコトガ出來タナラバ、年々非常ナ
ル多數ノ外人ヲ誘致スルコトニ依ッ
テ我國ヲ富マシムルコトハ決シテ困
難ニ非ズト云フ事ヲ痛切ニ感ジタノ

デアリマス
ソコデ、彼等外人ヲ誘致シテ、此大自然ノ風景ノ資源ヲ利用シテ我國ノ富ヲ増加セシムルコトハ、國家ノ一大急務ナリト痛感致シタノデアリマス、ソレニハ、先づ雲仙ヲシテ國立公園タラシメテ、其設備ヲ爲シ、一方交通ノ大改革ヲナス必要アリトシテ、先づ上海、長崎、門司、下關ヲ通ツテ東京ニ行ク此海陸ノ線路ヲ國際道路ト稱シ、關門海峡「トンネル」ヲ作り、更ニ肥前、山口ヨリ長崎ニ至ル有明線、俗ニ謂フ平坦線ノ開通ノ急務タルヲ知リ、一方博物館、水族館、植物園、「ステーションホテル」其他所謂六大問題ナル政策ヲ提唱シ、宣言書ニ於テ演壇ニ於テ、國論ノ喚起ニ勢力ヲ傾倒致シタノデアリマス、流石ハ、明治文明ノ發祥地デアッタ長崎市民諸君ハ、此私ノ曉鐘トモ云フベキ叫ビニ共鳴シテ、一無名ノ青年西岡ヲ是等ノ政策ヲ實行セヨト期待シテ帝國議會ニ送ツタノデアリマス

然ルニ何ゾヤ長崎縣、市民ノ幸福ノ爲ト云フヨリモ、國益増進ヲ圖ラントスル此問題ヲ本田英作ト云フ民政黨ノ人ガ之ヲ黨略ニ利用シテ、私ヲ右ノ六大事題ヲ以テ告訴シ、其爲ニ不幸私ハ失格致シタノデアリマス

ス、即チ、今ヤ日ナラズシテ實現サレントスル雲仙國立公園ハ、西岡竹次郎ガ心血ヲ注イデ主張致シタ政策デアリマス、言葉ヲ換ヘテ申セバ代議士ヲ棒ニ振ツテ、主張致シタ國立公園デアリマス、尙ホ平坦線モ目下工事中デアリ、關門「トンネル」モ調査ハ全部完了シ、經費次第デ何時ニテモ著手出來ルヤウニナツテ居リマス、國立公園ヲ政策ニ叫ンダモノハ日本ニ於テ私ガ始メデアツタ、其大正十三年當時私ノ此雲仙國立公園ト云フ言葉ニ對シテ嘲ケリ笑ッタ者ハドンナ氣持デ居ルカ、苟モ政治ヲ談ジ、國民ノ代表者タラントスルモノハ、目ノ先ノ事バカリニ捉ハレズニ、百年ノ大計ヲ常ニ考慮スベキデアル

○尙木政府委員

ヲ聽キマシテ、ソレハ、區域ガ決定サ
レルコト、存ジテ居ルノデアリマス、
具體的ノ問題ト致シマシテ、雲仙ノ周
圍ヲドウスルカ、或ハ富士山ノ周圍ヲ
ドウスルカ、ト云フコトハ只今具體的
ニ地域ニ付テハ申上ゲ兼ネルノデアリ
マスガ、大體ノ方針ト致シマシテハ、
區域ハ今ノ御意見ヨリモ縮小サレルト
云フヨリハ、寧ロ擴張サレル傾向ヲ持ツ
テ居ルノデハナイカト思ツテ居リマス
○林委員 極ク簡單デアリマス、私ハ
皆様ノ質問應答ヲ拜聽致シマシテ、マ
ダ何トナク心配ヲ持ツ者デアリマス、
先般御尋致シマシタ如ク、此十六候補
地ハ相當ノ特色ガアツテ、候補地トシテ
定メラレタト云フコトハ申スマデモナ
イコト、思フノデゴザイマス、此十六
候補地ガ、何レ委員會ニ於テ三四ト申
シマスカ、五六ト申シマスカ、指定サ
レントスル時ニハ、其關係地方民ハ如
何ナル考ヲ持ツカ、申スマデモナク之
ヲ要望致シマシテ、相當ナル運動ヲ捲
起スノデハナイカト思フノデアリマ
ス、只今皆様ノ御話ノ一ツニ、政略ノ
具ニモ供サル、ガ如ク仰セラレマス
レバ、此地方ハ非常ナ受益者トナル譯
デアリマスカラ、何レモ自分ガ先ニ此
所謂公園タラントスルコトハ當然ト思

フノデアリマス、此十六ノ候補地ガ相
當ノ特色ヲ持ツテ居ル以上ハ、何レモ廳
テハ公園トナル時期ガアラウト思フノ
念物ノ保護ト云フヤウナコトヲ漸次ス
ル、又只今伺ッテ居レバ、外國人ノ外遊
ノ費用ハ四千萬圓モアルト云フコトデ
アリマスレバ、此十六箇所ヲ五十萬圓
ヅ、掛ケテ見マシタ所デ八百萬圓、是
ハ大變ナ金デアリマスガ、又一方所
謂外遊ノ人ヲ唆カストカ、迎ヘルト云
フ上ニ於テハ敢テ高價ノモノトハ思ハ
ナイノデアリマスカラ、政府ハ此場合
斯様ニ彼方此方ニ見セビラカスヤウナ
コトヲシナイデ、相當ノ調査ヲシテ、
此十六箇所ヲ指定デモシテ、此際所謂
全部指定地ニシテ、而シテ漸次之ヲ公
園化セシメテ、以テ一般ニ均一的ノ恩
典ニ浴セシメント云フ御考ハナイカ、
是ハドウモ考ヘレバ考ヘル程、愈、委員
會デモ開設サレントスルニ當リマシテ
ハ、地方民ハ大ナル心配ヲ以テ運動ヲ
起スト云フコトヲ、私ハ今カラ心配シ
テ居ルノデアリマス、之ニ付テ政府ノ
御所見ヲ伺ヒタイト存ジマス

シテ社會通念ニ依ツテ、是ハ立派ナ國立公園ニスルニ足ル風景デアラウト云フノ、土地ヲ、全國ノ分布ヲ參酌致シマシテ、調査致シタ譯デアリマスカラ、此十六候補地ト云フモノハ、國立公園委員會ガ設立サレマシタナラバ、相當ナル考慮ノ材料トナリ、而シテ其規模ノ立テ方、或ハ計畫ノ立テ方ニ依ツテ、其中順次ニナルカ、或ハ其中ノ或ル部分シカ審議ニ入ラナイカ、ソコハ申上ゲ兼ネマスガ、相當ニ國立公園委員會ノ考慮ノ材料トハナルデアラウト思ヒマス、ソレデ御諒承ヲ願ヒタイト思フノデアリマス。

○岩本委員 只今林君ノ御質問ニアリマシタ通り、私共モ十六箇所ノ候補地ヲ選ンデ今日其中ノ何レヲ如何ニスルカト云フコトハ、全ク白紙ノ状態ニアルノデ、是レ以上ハ追窮致シマセヌ、併シ將來公園調査會ガ出來マシテ、之ヲ決定スル時ニ、此十六箇所ハ最モ有力ナル審査材料ニナルト存ジテ居リマス、ノミナラズ先日來カラ委員會ノ質問應答ニ依ツテ見マスト、現在豫定地區ヨリモ尙ホ廣ク、例ヘバ大臺ヶ原、大峯山國立公園ノ如キモ、一面東ニ接シテ居ル三重縣ノ尾鷲町、尙ホ南ニ行ツテ例ノ鬼ヶ城、七里之濱ヲ經テ熊野川瀧八丁、尙ホ南シテ潮ノ岬ノ方面マデモ考

立會考順六、域ノ、ドノ候補地ニ付テモ、其附近ノ名勝地ニ付テハ考慮シヨウト云フ御答辯デアリマシタガ、動モスルト此問題ガ愈々具體化スル前ニ當ツテハ、此十六箇所ノ關係地方民ト云フモノハ、非常ニ熱狂スルダラウト思フデアリマスカラ、成程是ハ國ノ公園デアリ、大キナラ、社會事業デアリマスカラ、關係町村ノ人々ガ相當ニ熱狂スルノモ當然トハ思ヒマスガ、唯茲ニ御願シタイコトハ、徒ニ其關係地方民ヲ躍ラセテ、サウシテ終リニ失望サセルト云フヤウナコトノナイヤウニ、最モ巧ミニ此選定等ニ付テノ御方針ヲ採ラレンコトヲ御願シテ置キマス

ヘテ居ルノニ、政府ノ御意思ハ、一向此點ニ對シテ明快ナ御答辯ガ與ヘラレテ居ラナイ、抑々國立公園ナルモノ、先輩國ト言ツテモ宜シイ亞米利加ハ、今日ハ二十箇所餘リニモナツテ居リマスガ、最初ノ「ホット、スプリングス」ノ公園ガ國立公園トシテ決定サレタノハ、今カラ百年モ前ノコトデアリマス、而モ其當時百萬弗ト云フ設計經費ガ出サレテアル、爾來年々其數ヲ增加シテ、今日ハ約二十箇所ニ達シテ居ル、是等ハ既ニ百年モ前ニ於テサウ云フ施設ヲシテ居ル、更ニ最近亞米利加ノ發達、亞米利加人ノ大自然ニ接スル氣風ガ旺盛ニナツタ爲ニ、或ハ瑞西ノ山中、或ハ佛蘭西ノ山中等ニ、亞米利加カラ出掛けル人ノ數ハ非常ニ多數ニ上リ、又亞米利加カラ持出サレル金ハ、非常ニ多額ニ上ルト云フ意味ニ於テ、近年亞米利加ニ國立公園ノ設置ガ盛ニナツタ、是ハ國立公園ヲ設置スル真ノ目的デハナリケレドモ、少クトモ經濟的見地カラ見テモ、亞米利加ハ國內ニ於テ此勝地ヲ開キ、サウシテ自國民ノ教養ニ資スルト云フ意味ニ於テ發達シタモノデアガ、過般來ノ質問應答ニ依テ伺フテ見ルリマシテ、日本ノ現在ニ於テモ、固ヨリ之ヲ斟酌シナケレバナラヌト思フガ、過般來ノ質問應答ニ依テ伺フテ見ルト、政府ガ眞ニ國立公園ノ意義ヲ理解シテ居ルカドウカスラモ、吾々ノ疑問

トシテ居ル所デアル、ノミナラズ是ノ
設計ニ當ツテ要スル金額ノ高ガ分ラ
ケレバ、政府ノ誠意ノ程度ヲ吾々ハ計
ルニ苦ムモノデアリマス、此點ニ付テ
屢々質問致シマスレバ、内務大臣ハ經費
ノコトハ、トモアレ局長カラ御答スル
方ガ極メテ適當、デアラウナド、云フコ
トヲ述ベラレテ居ルガ、局長モ亦此經
費ニ付テハ曾テ御答ニナラナイト云フ
點ナドカラ綜合シテ見マスト、ドウシ
テモ此有意義ナル國立公園ヲ、政府ハ
真ニ設置スル意思アリヤ否ヤニ付テ、
多大ノ疑問ヲ懷カナケレバナラヌノデ
アリマス、此點ニ付テ一應局長カラ此
設計、實施ニ當ツテ先以テ要スベキ經
費ノ點ヲ、御答願ヒタイト思フノデア
リマス

リマス、其經費ガドノ候補地ニ付テ幾ラヲ要スルカト云フ具體的ノ計算ハ、是ハ候補地ニ付テ、具體的ニ國立公園計画及ビ其計畫ニ基ク事業ト云フモノガ決定致シマセヌケレバ、具體的ノ數字ノ計算ハ出テ參^{ラヌ}ノデアリマシテ、ソレヲ只今此公園ニ付テハ幾ラデ出來ルカト云フコトハ申上ゲ兼ネルノデアリマス、唯大體ノ推算トシテハ、曩ニ大臣カラモ御話ガアリマシタヤウニ、他ノ公園ノ實例等カラ見マシテ、一町歩當リ四十圓ト云フヤウナ計算デ出シマスレバ、平均普通ノ所デ先づ二百萬圓小サイ所ナラバ五十萬圓位^デモ出來ルト云フ御話ガアリマシタノデアリマスガ、其程度ノ計算シカ出來ナイノデアリマス、具體的ニ設計ガ定マリマシテ、初ステ經費ト云フモノガ出テ參ルノデアリマスカラ、其程度^デ御承知願ヒタインデアリマス

地方ノ期待ニ背カナイヤウニシテヤラ
ウト云フ、御親切氣ガアルヤウニ私ハ
拜承シテ居リマスガ、是ハ餘程國立公
園設立ノ趣意ト云フモノト背反スルヤ
ウニ思フノデアリマス、尤モ今ヤ選定
サレ居ル十六候補地ノ中ニ於テハ、何レ
モ特徵ガアリマス、恐ラク諸外國ニ
比シテモ劣ラザル所ノ景勝ノ地デアリ
又國立公園トシテ差支ナイ、何レ劣ラ
ヌ所ノ優秀ナル箇所デゴザイマスカ
ラ、例ヘバ日光ノ山中、或ハ十和田湖
或ハ富士ヲ中心トスル所ノ景勝、或ハ
阿蘇ヲ中心ニスル地點、阿蘇ノ如キハ
大自然ノ活動シテ居ル狀態、此活火山
トシテ殘サレテ居ル所ノ、全世界ニ於
ケル一大壯觀ナルコトハ、世界ニ於テ
モ隨一デアル點ニ於テモ、亦大自然ガ
活躍シテ居ル事實ヲ示ス上ニ於テモ、
有力ナル所ノ資料デアル、同時ニ、亦國
立公園トシテモ最モ適切ナル場所デア
ルト云フコトモ存ジテ居ル、又一面カラ
ハ我富山縣ノ黒部峽谷、又立山連峯
ニ至リマシテハ是モ世界ニ誇ルベキ所
ノ景勝ノ地デアリ、且又未ダ文化ノ至
ラザル土地デアリマスカラ、古代カラ
其儘ニ殘サレテ居ル、所謂汚レザル所
ノ、神聖ナル處女地デアル點ニ於テ、
最モ適切ナル候補地デアルコトハ疑ラ
容レマセヌ、尤モ此十六箇所ヲ悉ク擧
ゲテモ諸外國ノ國立公園ト較ベテ決シ

テ遜色ハナインデアリマスガ、之ヲ國立公園トナシ、天下ノ人士、延テハ外客ヲ此地點ニ誘致スルト云フヤウニ、此風景ヲ資源トシテ吾々ガ收入ヲ舉ゲヤウト云フコトニ至リマスマデニハ、相當ノ施設ト豫算ガナカツタナラバ、其實行ハ水ニ流レルノデアル、唯、單ニ上ノ空ノ宣傳ノミニ終ルノデアッテ、何等效果ヲ舉ゲルコトガ出來ナイ、隨テ實ハ此政府ノ豫算ト云フモノヲ吾々ガ承^ツテ見タイト云フ觀念ヲ持ツテ居ツタ譯デアル、然ルニ只今一町歩四十圓ト云フ、凡ソノ基準ヲ出サレマシタコトヲ、吾々ハ非常ニ満足ヲ表スルト共ニ、此四十圓見當ヲ十六箇所ニ當嵌メテ見マスト、頗ル多額ノ金額ニナルノデアル、此點ハ緊縮ヲ主トスル現内閣ノミナラズ、積極ヲ主トスル所ノ政友會ノ内閣ガ、假ニ近イ將來ニ出來上^ツタ所ガ、一時ニ是等ノモノヲ支出致シテ遂行スルト云フコトハ是亦困難ナルコトハ、何人モ疑ハザル所デアルノデゴザイマス、故ニ先進國ガ此國立公園ニ付テ惱ンダガ如ク、亞米利加ノ如キ裕富ナル國ニ於テスラモ、國立公園二十箇所ヲ建設スルマデニハ長年、即チ百年カラノ年數ヲ以テ、而モ多大ノ資力ヲ持ツテ居ル國ニシテ、相當ノ苦心ヲ要シタト云フ點カラ見テモ、我國ガ之ヲ實行セントスルニ當ツテハ、餘程之ヲ參納

シテ、大ニ此施設ヲ爲スト云フ點ニ至ツ
テハ卑怯デアツテハナラナイ、遠慮勝チ
デアツテハナラナイ、大膽ニ理想的ナモ
ノヲ建設スルト云フ意味ニ於テ、成ペ
クハ個々ニ集中主義ヲ以テ遂行致シテ
貰ヒタイト、吾々ハ思ツテ居ルノデアリ

之ヲ果ス機會モナイノデアルガ、討論ノ際ニハ一言ヲ試ミテ見タイト思ヒマスカラ、私ハ是デ私ノ質問ヲ打切ッテ置キタイト思ヒマス

○土倉委員 一寸今一宮政府委員カラ、辯明ト兼ネテ御答辯ガアリマシタ
カラ、尙ホ附加ヘテ申上グマス、是ハ速記録ニモ明カデアリマスルガ如ク、
安達内務大臣ハ屢々選定ノ原則トモ申スベキコトヲ答辯ナレテ居リマスガ、此
地方分布ニ採ルト云フコトノ言明ハ、到ル處ニ現レテ居ルノデアリマス、ソコデ
我ガ同僚ノ岩本委員ガ之ニ對シ追窮シテ居リマス、其追窮ノ要旨ハ、
屢々内務大臣ガ地方分布的ニ之ヲ選擇スルト仰セニナツタガ、國立公園ノ趣旨
ト反シテ居ル、故ニ其趣旨ニ則ル意味カラ言ヘバ、地方的ニ之ヲ採ルコトニ
行カナイデハナイカト追窮シタ所ガ、内務大臣ハ地方的トハサウ云フ意味デ
ハナイト云フ風ニ申サレテ居ルコトハ、今一宮政府委員カラ言ハレタト同様
デハアルガ、最後ノ結論ニ於テ斯ウ云フコトヲ言ハレテ居ル、地方ノコトモ
考慮シテ、ヤハリ國ヲ代表スル所ノ大體ニ於テハ差支ナイト私ハ思ツテ居リ
マスト云フ結語ニナツテ居ルノデアル、此御答辯ハ、吾々ハ頭ガ悪イカラ、一寸
諒解スルコトノ出來ナイ言葉ニナツテ居ル、地方ノコトモ考慮シテヤハリ
國ヲ代表スル所ノ大自然ノ風景ガ、地方のニ考ヘテモ大體ニ於テ差支ガナイ
ト思フ、斯ウ云フ不徹底ナ用語ハ、何

<p>ザイマス既存ノ別荘ハ、其儘存知シテ 差支ナイ積リデ居リマス、唯其別荘ガ アル爲ニ風致ヲ非常ニ毀損ヲスル、風 致上宜シクナイ、或ハ風致上ニ何等カ ノ施設ヲ必要トスルト云フ場合ニハ施 設ヲスル、ソレカラ又將來ト雖モ風致 ヲ損ジナイヤウナ設計ニ於テ別荘等ヲ 捨ヘルコトハ差支ナイト思ッテ居リマ ス</p>
<p>○青木委員 サウスルト別荘地ヲ個人 ガ所有スルト云フコトヲ御認ニナルト 云フコトニナルノデスナ</p> <p>○赤木政府委員 國立公園内ニアリマ ス、私有地ニ付テノ問題ト承知致シマ ス、國立公園内ノ私有地ニ個人ガ持ッテ 居リマシテ、其私有地ニ個人ガ別荘ヲ 造ルト云フコトハ差支ナイト思ッテ居 リマス</p>
<p>○青木委員 其地區内ニ挿マッテ居ル 部落例ヘバ農村ノ如キ所ノ個人ノ建 築、ソレハ見様ニ依ッテハ風致ヲ害スル トモ言ヘルシ、見様ニ依ッテハ日本建テ ノ農家ノアルノハ或ル意味ノ趣ヲ添ヘ ルト云フヤウニモ見エマスガ、サウ云 フ部落ガ區域内ニ介在シテ居ルト云フ ヤウナ場合ニ於テハ、其儘ニシテ置キ マスカ、ドウデスカ</p> <p>○赤木政府委員 大體ニ於テ部落ガ區 域内ニアリマスノハ其儘ノ積リデアリ マス</p>
<p>○岩本委員 今ノ部落デアリマスガ、 之ニ對スル部落民ノ住宅、或ハ倉庫ノ 建築改造等ニ付テハ何等制限ヲ設ケナ イ御方針デアリマスカ</p> <p>○赤木政府委員 將來建築等ヲ致シマ スル際ニハ、所謂工作物ノ新築、改築 又ハ増築ニナリマスノデ、特別區域内 デアリマスナラバ許可ヲ要シマス、普 通區域デアリマスナラバ届出ヲ要スル 譯デアリマス、之ニ依リマシテ風致上 ノ監督ヲ致シテ風致上宜シクナイヤウ ナ建築デアリマスナラバ相當ナ設計變 更ヲ命ズルコトモアリマス、風致上差 支ナイヤウナ設計デ以テ建築ヲ致シマ ス、斯様ニ考ヘテ居リマス、又現在ア リマス建物等デ風致上ドウシテモ其儘 モノニ對シマシテハ相當ノ處置ヲ命 ジ、相當ノ施設ヲ命ズル、但シ之ニ依 テ生ジタル損害ハ之ヲ賠償スル</p>
<p>○青木委員 成ベク大臣ニ申上ゲル質 問ヲ猶メタイト思ヒマスガ、第五條ノ 第二項ハ是ハ政務官カラ責任アル御答 辯ヲ願ヒタイト思フノデアリマス「主 體ヲシテ負擔セシムルコトヲ得」先程 大體申上グテ置イタノデアリマスガ、 此條項ガ將來吾々ニ一種ノ不安ヲ與ヘ テ居ルノデス、特別ノ事由ト云フ抽象</p> <p>○齊藤政府委員 特別ノ事由ト申シマ スノハ、其時々ノ事實ニ付テ主務大臣 ガ決メルノデアリマスガ、詰リ地方ニ 特別ノ利益ヲ與ヘルヤウナ場合デアッ テ、例ヘバ其處ニ道路ヲ拵ヘル、國立 公園ニ通ズル道路若クハ公園内ニ道路 ヲ拵ヘマシタ場合ニ於テ、ソレガ國立 公園ヲ利用スルト同時ニ又地方ノ交通 上ニ於テ至大ナ利益ヲ與ヘルコトモア ラウト思ヒマス、サウ云フヤウナ場合 ニ於キマシテハ、其一部ハ公共團體ヲ シテ負擔セシムルト云フ趣旨ナンデア リマス</p> <p>○岩本委員 一寸議事進行デ、私モ其 質問ヲ致シタノデスガ、其前ニ第二條、 第四條等ヲ參照シテ五條ノ第二項ヲ御 答辯願ヒタイノデス、サキノ道路トナ シニナリマスカラ、公園計畫ノ事業ト 營場、宿舎、斯様ナモノハ公園事業デ アリマシテ、而モ第四條ニハ「國立公 園事業ハ行政官廳之ヲ執行ス」斯ウア リマスカラ、是ト異ル第五條ノ二項ニ 該當スル事項ハ如何ナルモノカ、之ヲ</p>

<p>テノ方針ガ即チ全部國營主義デアルトカ、此條文ノ四條マデヲ見ルト、所謂我國ノ方針ハ最モ重要ナル施設ハ政府ガ爲シテ、其一部ハ他ノモノニヤラセルコトガ出來ルト云フ方針ノヤウニ見エマスルニ拘ラズ、公園事業トシテ最モ肝腎ナル道路、斯様ナモノ、一部ヲ地方團體ニ負擔セシムルト云フヤウナコトハ、經營スル主義ノ上ニ於テ徹底シナイノデハナイカ、此事ヲ御伺致シテ居ルノデアリマス</p>
<p>○齊藤政府委員 此主義ト云フモノヲバ徹頭徹尾固ク守リマシテ、少シモ曲ゲナイ、國立公園ハ國家ガ經營スルモノデアルカラ、一カラ十マデ國家ガ國家自ラノ手ニ依ッテ經營シテ、全部國家ノ費用ヲ以テヤル、是ガ主義ハ一貫シテ居リマスケレドモ、實際問題トシテハ、ヤハリ公共團體、若クハ或場合ニ定シテヤラシムルコトガ國立公園ノ本旨ニモ背カズ、又地方團體ノ利益モ害セズ、又個人ノ利益モ害セヌ場合ガ起ツテ來ルダラウト思ヒマス、起ツテ來ナルアリマスカラ、左様ニ御承知ヲ願フ</p>
<p>○青木委員 内務大臣ガ御出デニナリ</p>
<p>○安達國務大臣 先日御話致シマシタ</p>
<p>○八木委員長 マダ勞働問題ノ方デ必</p>
<p>要ヲ感ジテ、委員會ニ諮ラレテ無理ニ</p>
<p>トテアリマスカラ、成ベク簡単ニ保留</p>
<p>セラレタル箇所ニ付テ吳レト云フコ</p>
<p>トデアリマスカラ、成ベク簡単ニ保留</p>
<p>此方ニ來ラレ、直グ歸ツテ吳レト云フコ</p>
<p>トマス、本案ヲ見マスルト、國立公園委員會ト云フコトガ中心デアリマシテ、</p>
<p>政府ノ國立公園問題ニ付テノ答辯ヲ伺</p>
<p>ヒマシテモ、殆ド具體的ナモノハ發見</p>
<p>スルコトハ出來ナイノデ、本案提出ノ趣意ハ國立公園委員會ヲ設ケルニ付テ</p>
<p>法律的ノ根據ガナイカラ、國立公園委員會ヲ設ケル爲ニ此國立公園法案ヲ出</p>
<p>シタト言ハレテモ、辯解ノ餘地ガナイ</p>
<p>位ニ、國立公園委員會ニ總テヲ歸シテ</p>
<p>居ル答辯デアリマス、此國立公園委員會ノ權限ハ解釋ノシヤウニ依ッテハ、又</p>
<p>政府ノ答辯カラ參酌スルト、非常ニ重</p>
<p>大、總テヲ國立公園委員會ニ任セルト</p>
<p>シテ居ル、國立公園委員會ノ權限ト云</p>
<p>フモノハドウ云フ程度ニ御認ニナツテ</p>
<p>居ルノデアリマスカ、内務大臣カラ御</p>
<p>モハ、如何ナル場合ニ於テモ防グコ</p>
<p>トハ出來ナイ、國立公園候補地ト目サ</p>
<p>レルヤウナ所、或ハ安達内務大臣ト郷</p>
<p>里ヲ同ジクスルヤウナ人、或ハ民政黨</p>
<p>ト特殊ノ關係ヲ繫イデ居ルヤウナ人、</p>
<p>サウ云フ方ガ選バレテ、此重要ナル所</p>

此案ガ通過シタ曉ニハ冷靜ニ考慮シテ、誰ガ見テモ適當ノ人デアルト云フヤウナ人ヲ、此委員ニ御願致シタイト考ヘテ居リマス

○青木委員 サウ云フ御答辯デゴザイマスレバ、問題ハ事實ノ推移ニ鑑ミテ批判スルヨリ外致シ方ナイノデゴザイマスガ、然ラバ此國立公園委員會ヲ運用スル上ニ於テ、諮問スル上ニ於テ、ドウ云フ風ナ建前デ諮問案ヲ御出シニナルノデアルカ、白紙ダ白紙ダト言フテ、白紙ノ諮問案ト云フモノハナイノデアリマス、國立公園ヲ日本へ幾ツ造ルノガ適當デアルカ、サウシテ其場所ハ何處ガ適當デアルカト云フコトノ諮問ノ方法モアリマセウ、大臣ノ頭デ、日本ハ國立公園ヲ幾ツ造リテ、地方的分佈ニスルコトガ適當デアルト云フ出發點カラシテ、或ル建前ヲ決メテ諮問スル方法モアリ得ルノデアリマス、ドウ云フ建前デ御諮問ニ相成ルノデアルカ

○安達國務大臣 私ハ先達來申上ゲテ居ルヤウニ白紙デアリマス、衛生局ニモ専門ニ調ベタ人ナドガアリマス、其人方ノ意見ヲ尊重シテ、サウシテ公正ナル案ヲ揃ヘテ行カウト考ヘマスカラ、其邊ノコトハ決シテ御心配御氣遣ニナラナイヤウニ誓ツテ致ス積リデアリマス、誰ガ見テモ偏頗デナイト云フコトニ、諮問スル場合ハ致シマス、私

サウ偏頗ナコトヲスル男デハナイト、自分デハ確信シテ居リマス、唯何時モ私ガ言ヘバ、選舉云々トカ何トカ言ハレルガ、少シ私ハ誤解サレテ居ルガ、私ハサウ云フ者デハナイ、斯ウ云フ大問題ニ當ツテ、行掛リトカ郷里ノ問題、或ハ選舉ナド、云フ、サウ云フコトヲ考ヘタラ其時コソ一ツ酷ク御責メヲ受ケテモ私ハ異存ハアリマセヌ、サウ云フコトハ萬々アリマセヌ、其事ニ付テハドウゾ安心ヲ願ヒマス、私誓ッテサウ云フ偏頗ナコトハシナイ積リデアリマスカラ、ドウゾ御安心ヲ願ッテ置キマス○青木委員 私ノ御伺申シマシタノハ、内務大臣ノ手許ニ於テ内務大臣ハ地方的分布ト云フコトニ重キヲ置イテ居ラレマスガ、斯クノ分布表ニ依ツテ、將來幾ツノ此國立公園ヲ設ケルコトガ必要デアルカト云フコトヲ御決メニナツテ、御諮詢ニナルノデアルカ、或ハ此國立公園委員會ニ唯漠然ト御諮詢ニナツテ、幾ツデモ適當ト認メル所ヲ答申シロト云フ風ニ、委員ニ一切ヲ御委セニナル御方針デアルカ、ソレヲ伺ツテ置キタイ○安達國務大臣 私ハ白紙デ臨ンデ居ルト云フコトハ、此間カラ申上ゲテ置イタ意味ハ、成ベク委員會ノ意見ニ委セテ、ソレカラ地方的公園ノ分布ト云フコトヲ申シマシタガ、天然ノ大風景、

世界的ニ見テ相應シクナケレバナラ
又、如何ニ地方的ニ考ヘテモ、ソレハ
イカヌト思ヒマス、ソレハ天然ノ大風
景ニシテ、地方的ノコトモ重キヲ置ク
ト云フコトハ、重キヲ置クト云フコト
ハ申上ゲマセヌガ、分布ノコトハ考慮
シナケレバナラヌト思ヒマス、大體世
界的ノ公園ニスル資格ノナイ以上ハ、
地方的ノ分布ナドハ問題ニナラナイ、
白紙デ置イテ、此公園委員會ノ意見ヲ
尊重シテ行キタイ、斯ウ考ヘテ居リマ
ス

六ナラ十六ノ必要ガアルト云フ答申ヲ
提出セラレタ時ニ於テ内務大臣ハ其答申ヲ
申ヲ總テ御採用ニナル積リカ、取捨選
擇ハ自由ニ——是ハ法律カラ云ヘバ、
自由ニナツテ居リマスガ、自由ニナサル
積リデアリマスカ、國立公園委員會ニ
非常ニ主キヲ置カレテ居リマスカラ、
其ノ取捨選擇ハ内務大臣ニ於テ自由ニ
シナイデ、其答申其モノヲ神聖ナルモ
ノトシテ、全部御採用ニナルト云フヤ
ウナ御方針デアルナラバ、大變結構デ
アリマスガ、如何デアリマスカ

○青木委員 其問題ハ満足致シマシタ
ガ、其御取扱方ニ付テハ、明ルク取扱ツ
テ行クコトガ、將來國立公園事業ノ遂
行ノ上ニ、好イ印象ヲ國民ニ與ヘルノ
ハ、國立公園ノ計畫ノ神聖ヲ冒瀆スル
デスカラ、苟モ此國立公園ノ計畫ヲ取
扱フ上ニ於テハ、暗イ取扱方ヲサレテ
ハ、國立公園ノ計畫ノ神聖ヲ冒瀆スル
コトニ相成ルノデ、此點ニ付テハ内務
大臣モ度々公正ニヤルト云フ御言明ハ
戴キマシタガ、成ベクナラバ一度ニ發
表シテ戴イテ——計畫ナドノ内容ニ付
テハ、是ハ逐次發表シテ宜シイデスケ
レドモ、日本ニ幾ツ、是ゲケノ國立公
園ヲ設ケルト云フ、其數ト地方トハ一
度ニ、少シハ時間ガ掛ッテモ宜シイカ
ラ、纏メテ一度ニ發表シテ置イテ、其
事業ノ遂行ハ逐次財政ノ緩急ニ依ッテ
行フト云フ風ニシタ方ガ、此事業ノ將
來ヲ明ルクスル上ニ於テ非常ニ大切ダ
ト思ヒマスカラ、此場合内務大臣ノハッ
キリシタ御言明ヲ願ヒタイデス

○安達國務大臣 大體ニ於テ御同感デ
アリマシテ、サウ云フコトニ致シタイ
ト考ヘテ居リマス、委員會ノ方ノ意見
ガドウナリマスカ分リマセヌケレド
モ、多分御希望ニ副フヤウニナリハセ
ヌカト思ヒマス、私ハ今ノ御註文的
御質問ニ、ヤハリ御同感ダト云フコト
ヲ申上グマス

○土倉委員 此際時間モアリマセズ、
テ申上ダル

○青木委員 其問題ハ満足致シマシタ
ガ、其御取扱方ニ付テハ、明ルク取扱ツ
テ行クコトガ、將來國立公園事業ノ遂
行ノ上ニ、好イ印象ヲ國民ニ與ヘルノ
ハ、國立公園ノ計畫ノ神聖ヲ冒瀆スル
デスカラ、苟モ此國立公園ノ計畫ヲ取
扱フ上ニ於テハ、暗イ取扱方ヲサレテ
ハ、國立公園ノ計畫ノ神聖ヲ冒瀆スル
コトニ相成ルノデ、此點ニ付テハ内務
大臣モ度々公正ニヤルト云フ御言明ハ
戴キマシタガ、成ベクナラバ一度ニ發
表シテ戴イテ——計畫ナドノ内容ニ付
テハ、是ハ逐次發表シテ宜シイデスケ
レドモ、日本ニ幾ツ、是ゲケノ國立公
園ヲ設ケルト云フ、其數ト地方トハ一
度ニ、少シハ時間ガ掛ッテモ宜シイカ
ラ、纏メテ一度ニ發表シテ置イテ、其
事業ノ遂行ハ逐次財政ノ緩急ニ依ッテ
行フト云フ風ニシタ方ガ、此事業ノ將
來ヲ明ルクスル上ニ於テ非常ニ大切ダ
ト思ヒマスカラ、此場合内務大臣ノハッ
キリシタ御言明ヲ願ヒタイデス

○安達國務大臣 大體ニ於テ御同感デ
アリマス、現ニ黒部川ニ致シマシテ
ドモ、水利ノ認可ヲ得タモノガ多々ア
ルノデゴザイマス、二期、三期ノ工事
モ、會社トシテハ既ニ決定致シテ居ッ
テ、日ナラズ著手スペキモノガアル、
是等ノ權益ヲ如何ニ御取扱ニナルカ、
又上流ニ營ンデ居リマス所ノ民有林、
固有林モアリマスガ、是等ノモノ、關係
ヲ如何ニ御取扱ニナルカ、極メテ簡
單ナル御答辯ヲ願ヒマス

○安達國務大臣 御尋ノコトハ一言ニ
シテ申上ダレバ、既得權ハ尊重致シマ
ス、十和田湖ノ漁業權、彼處デハ鱈ノ
養殖カ何カヤウデアリマス

○安達國務大臣 御尋ノコトハ一言ニ
シテ申上ダレバ、既得權ハ尊重致シマ
ス、十和田湖ノ漁業權、彼處デハ鱈ノ
養殖カ何カヤウデアリマス

○土倉委員 大體ニ此問題ハ、尙ホ詳
細ニ突進シテ、事實問題モ私ハ併セテ

特ニ來テ戴イタノデスカラ、極メテ端
的ナ御質問ヲ申上ゲテ見タイト思フ者
デアリマスカラ、内務大臣ニ於カレテ
モ、極メテ簡單明瞭ナ御答辯ヲ御願致
シタイト存ジマス、公園ト產業トノ關
係、公園區域内ニ於キマスル所ノ所有
權及ビ既得權ヲ如何ニ御取扱ニナル
カ、之ヲ極メテ端的ニ御答辯ヲ願ヒタ
イ、例ヘバ十和田湖ニ於キマスル所ノ漁
業權デアルトカ、或ハ黒部川ノ水力電
氣、或ハ漁業其他日光ノ湖水モアリマ
セウ、山林モアリマセウ、林業モアリ
マセウ、是等ノ產業ト併セテ所ノ有權ノ
處置ヲ如何ニ御取扱ニナルカト云フノ
モ、未ダ工事ノ施行ハアリマセヌケレ
ドモ、水利ノ認可ヲ得タモノガ多々ア
ルノデゴザイマス、二期、三期ノ工事
モ、會社トシテハ既ニ決定致シテ居ッ
テ、日ナラズ著手スペキモノガアル、
是等ノ權益ヲ如何ニ御取扱ニナルカ、
又上流ニ營ンデ居リマス所ノ民有林、
固有林モアリマスガ、是等ノモノ、關係
ヲ如何ニ御取扱ニナルカ、極メテ簡
單ナル御答辯ヲ願ヒマス

○土倉委員 大體隕氣ナガラ諒承スル
コトガ出來タノデアリマスガ、私ハ寧
ロ其御答辯ノ外ニ、既得權ノ尊重ト云
フ意味ヲ今一步狭メテ、過去ニ營ンデ
居リマス所ノ私設產業ヲ御買上げニナ
ルノカ、乃至ハ撤廢等ヲ講ゼラレル御
意思ガアルノカ、ナイノカト云フ、極
ク狹メタル範圍内ノ御答辯ヲ願ヒタイ
ノデアリマス

○安達國務大臣 今御尋ノヤウナコト
ハ私ハ無イダラウト考ヘテ居リマス、
既得權ヲ買上げテ云々スルヤウナ所ハ
私ハナイト考ヘテ居リマス

○土倉委員 此點ハ極メテ明確ニ狹ク
範圍ヲ解釋致シテ置キマセヌト、將來
非常ナ大問題ヲ惹起スル虞ガ十分ニ在
ルノデアリマス、斯ノ如キ法制ガ出デ
マセヌ現在ニ於テモ、非常ナル問題ガ
起サレテ居ルコトハ、既ニ内務大臣モ
御承知ノ通リデアリマス、現ニ先般來
ガ將來アリマセウ、ソレハ内務省ト遞
信省ノ間ニ、又農林省モ之ニハ參加シ
テ協議シマシテ、サウンテ最善ノコト
ヲスル、其問題ヲ能ク意思ノ疏通ヲ圖
テ、圓滿ニ解決シテ行クヨリ外ナカラ
ウト考ヘマス

○土倉委員 大體ニ此問題ハ、尙ホ詳
細ニ突進シテ、事實問題モ私ハ併セテ

<p>御質問ヲ申シテ見タイト思フノデアリマスガ、最早時間ヲ許サヌト云フコトデアリマスカラ、此程度デ何レ他ノ機会ニ譲リマシテ止メテ置キマスガ、最後ニ先程來カラ、又此委員會ガ開設サレテ以来ノ問題トナツテ居リマス、地方分布的ト云フ内務大臣ノ御言葉、即チ物花的ニ各地各國ノ人々ニ満足ヲ與ヘテ行キタイト云フ、是ハ成程私的ニ考ヘテ見マスレバ、内務大臣ノ親切心ノ致ス所デアラウトハ存ジマスナレドモ嚴正ナル茲ニ法律ヲ制定ナサル上ニ當ツテハ、其私情ハイケナインデアリマス、第一本案ノ目的トスル所、詰リ大</p>	
<p>自然ヲ基礎ニシテ、此大自然ニ副フ所ノ候補地ヲ選定スルト云フノガ、本法ノ意義デアリマス、然ラバ地方ト云フ觀念ト云フモノハ除イテ掛ラナケレバナラヌノデアリマス、是ガ本案制定ノ一大眼目デアリ、精神デアルト思フノデアリマス、先以テ其眼目ニ副フ所カラ探ルト云フコトデアリマスナラバ、一地方、一局部ニ局限サレテモ、ソレヲ探ツテ行クト云フノガ、本案制定ノ根本精神デハナイカト思フ、此點ニ付テハ内務大臣ノ御親切心ハ能ク分ッテ居リマス、又地方問題トハ切離スコトノ出來ナイ、内務大臣トシテデナク、個人トシテ、又民政黨ノ領袖トシテノ安達サントシテ、地方的ト云フコト</p>	
<p>○安達國務大臣 諒承シマシタ ○青木委員 第八條ノ特別地域設定ノ目的ハ、風景ノ完全ナル維持ニアリト云フ御説明デアリマシタガ、ソレニ付テ五ツバカリノ制限事項ヲ茲ニ設ケテアル、其制限事項ノ中デ、風景ノ破壊ヲ防ギ得ナイ所ノ大問題ヲ吾々ハ事實ノ上ニ見テ居ル、是ハ假ニ日光ガ國立公園ニ制定セラレルト假定致シマシテ、此御持チニナツテ居ルカドウカ、又相當ナル手段ヲ講ジテサウシテアノ煙毒問題ヲ解決ヲ致サナケレバ、長キ將來ニ於テハ、大自然ノ風致ヲ維持スルト云フル、一言ダケ御尋スル、ソレハ國立公園法制定ノ根本方針ニ付テ伺ヒタイ、大臣ガ此處デ御答ニナツテ居ラッシャヤル通リニ、風景ノ資源開發、又日本ノ自然ノ開發、國民健康増進ソレカラ大臣ガ此處デ御答ニナツテ居ラッシャヤル年十三億圓ノ收入ガアル、或ハ伊太利モ三億三千萬圓カラアリ、加奈陀ノ「ロッキー」山ノ國立公園ダケデモ、毎年四千萬圓位ノ收入ヲ得テ居ルト云フヤウナ點カラ致シマシテ、特ニ此點ニ留意致サレマシテ、此根本方針ニ基カルテ、此際國立公園ヲ御選定ニナル場合ニハ、候補地ノ中カラ特ニ外客誘致ト</p>	
<p>○安達國務大臣 日光附近ニ於ケル足尾銅山ノ事ハ、大體ハ私モ目撃シテ承認致シテ居リマス、是ハ長イ間ノ懸案ノ問題デアリマスガ、最早煙毒ノ及ボス所ハ、彼ノ中禪寺湖ノ周圍ノ美シキデ大問題デアリマス、此國立公園以外ノ問題トシテモ、是ハ研究シナケレバナラヌト考ヘマス、併シ大體論トシテ、アノ鑛毒ヲ全然除去スル所ノ方法ハ、地方的ト云フ言葉ハ成ベク——少クトモ此法案ニハ絶對ニ關係ナシト云フ意味ニ於テ、總テ抹消シテ戴キタイト思フノデアリマス、吾々ハ本案ノ精神性ヲ以テ第一義トシ、然ル後ニ於テ地方民ノ満足ヲ期スルト云フ點ニ、内務大臣ノ親切心ヲ發露セシメルコトヲ、吾々ハ認容スルト云フ意味ニ於テ、地方的ト云フ言葉ヲ解釋シテ置キタイト思フノデアリマス、ドウカ左様御訂正ヲ願ヒマス</p>	

云フコトニ力ヲ注イデ御選ビニナル必
要ガアルト思フ——十六候補地ノ中カ
ラ何箇所選ブト云フコトハ別トシテ、
セメテ一箇所位ハ外人専門ノ——露骨
ニ申セバ外客ニ金ヲ使ハス場所ヲ選定
スルト云フ意味ニ於テ、御選定ニナル
必要ガアルト思フノデアリマスガ安達
内務大臣ノ御考ハ如何デアリマスカ
○安達國務大臣 御尋ノ外客誘致ト云
フコトハ御尤モデアリマス、殊ニ近來
鐵道省ニモ其爲ニ一局設ケタヤウナ狀
態デアリマシテ、其點ニ付キマシテハ、
委員會ニ於テモ十分重キヲ置イテ御選
定ニナルモノト考ヘテ居リマス

○岩本委員 先刻來政府委員トノ間ニ
質問應答ヲ致シタノデアリマスガ、尙
不明ナ點ガアリマスカラ御伺ヲ致シタ
イノデス、ソレハ我國ノ國立公園施設
ノ方針デアリマス、第四條ニ依レバ「國
立公園事業ハ行政官廳之ヲ執行ス」即
チ施設ハ國家ガ之ヲ行フ、唯其例外ト
シテ公共團體ヲシテ事業ノ一部ヲヤラ
ス、其他公共團體デナイ者ガ特ニ許可
ヲ得タ場合ニハ之ヲ行ハスト云フ例外
ハアリマスケレドモ、原則ト致シマシ
テハ、公園事業ハ國家ガ自ラ之ヲ施設
スルト云フコトニ承知致シテ宜シイノ
デアリマスカ

○安達國務大臣 原則ト致シマシテハ
行政官廳之ヲ行フ、國家ガ之ヲ行フト

云フコトガ原則デアリマス、御尋ノ通
リデアリマス

○岩本委員 サウ致シマスト第五條ノ
第二項ノ問題ハ、如何様ニ解釋シテ宜
イノデアリマスカ、實例ヲ舉ゲテ御說
明ヲ願ヒタイ

○安達國務大臣 此文章デ意味ハ盡サ
レテ居ルト考ヘマスガ、國ガ公園事業
ヲ行フ場合ニ於テ、特別ノ事由ガアル
時ハ、其執行ニ要スル費用ノ一部分ヲ
地方公共團體ヲシテ負擔セシムルコト
ヲ得ト云フ、是デ御疑ハナイヤウニ考
ヘマスガ、如何デアリマセウカ

○岩本委員 之ニ依リマスト、其施設
ヲナシテ最モ利益ヲ受ケル公共團體
ハ、費用ノ一部ヲ負擔スルト云フコト
ニナリマスナラバ、此第二條ニ規定サ
レテ居リマス事業ノ悉クハ、此公園ノ
水道デアルトカ、或ハ運動場、斯様ナ
ノモノハ、悉ク公園事業ノ主要ナル事
業ト考ヘマスガ、斯様ナモノハ悉ク是
ハ其處ニ在ル公共團體ハ利益ヲ受ケル
モノニ違ヒアリマセヌガ、サウ云フ其
ノ施設ヲナスト云フ原則ヲ定メテ置キ
ナガラ、其一部々々ハ悉ク公共團體ニ
負擔セシメルコトガ出來ル、斯ウ云フ
コトニ相成ルノデアリマスガ、左様ニ
承知シテ宜シイノデアリマスカ

○赤木政府委員 國立公園事業ノ中ニ
ハ、原則ト致シマシテ總テ國ガ執行ス
ルコトニナッテ居リマスケレドモ、其事

業ガ同時ニ公共團體ノ利益トナルヤウ
ナ事業ガ多イノデアリマス、隨テ其事
業ニ依リテ公共團體ニ利益ヲ與ヘルモ
シタ、是カラ討論ニ入りマス、第一條
カラ十六條、及ビ附則、全部ヲ議題ニ
供シマシテ、御討論ヲ乞ヒマス

○青木委員 原案ニ私共同志贊成デア
リマスガ、其贊成ノ理由及び意見ハ、
本會議ニ於テ申上グマス

〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕

○八木委員長 然ラバ其意見ハ本會デ
御意見ヲ申サレルコトニナッテ、滿場一
致デ可決シタコトヲ宣告シマス——此
委員會ニ御併託ニナリマシタ土地收用
ノ案件デアリマスガ、是ハ甚ダ簡単デ
アラウト思ヒマスカラ、之ヲ直チニ議
題ニ供シマス

○青木委員 是亦贊成致シマス
〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕

○八木委員長 御異議ガナケレバ、總
テ此案ハ可決ニナッタコトヲ宣告致シ
マス(拍手)ソレデハ是デ散會致シマス

午後六時散會

昭和六年三月九日印刷

昭和六年三月十日發行

衆議院事務局

印刷者

常磐印刷株式會社